

第3部 災害応急対策

第1章 活動対策の確立

- 第1節 応急活動対策の確立
- 第2節 情報伝達体制の確立
- 第3節 災害救助法の適用及び運用
- 第4節 広域応援体制
- 第5節 自衛隊の災害派遣
- 第6節 技術者・技能者及び労働者の確保
- 第7節 ボランティアとの連携等
- 第8節 災害警備体制

第2章 警戒避難期の応急対策

- 第1節 気象警報等の収集・伝達
- 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第3節 広報
- 第4節 水防・土砂災害等の防止対策
- 第5節 消防活動
- 第6節 避難の指示、誘導
- 第7節 救助・救急
- 第8節 交通確保・規制
- 第9節 緊急輸送
- 第10節 緊急医療
- 第11節 要配慮者への緊急支援

第3章 事態案的期の応急対策

- 第1節 避難所の運営
- 第2節 食料の供給
- 第3節 応急給水
- 第4節 生活必需品の給与
- 第5節 医療
- 第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策
- 第7節 動物保護対策
- 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策
- 第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等
- 第10節 住宅の供給確保
- 第11節 文教対策
- 第12節 義援金・義援物資等の取扱い
- 第13節 農林水産業災害の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

- 第1節 電力施設の応急対策
- 第2節 ガス施設の応急対策
- 第3節 上水道施設の応急対策
- 第4節 下水道施設の応急対策
- 第5節 電気通信施設の応急対策
- 第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

第3部 災害応急対策

第1章 活動対策の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市、県及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。

当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

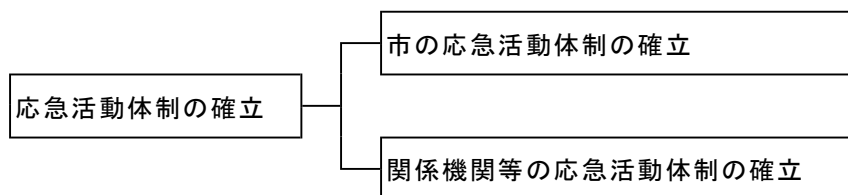
また、平時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市、県及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。



第1 市の応急活動体制の確立

〔実施責任：全課〕

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

市は、風水害等の災害が発生した場合、防災関係機関等と連携・協力し、災害応急対策を実施するとともに、市及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

市内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、危機管理課職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 市内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報が発令され災害の発生が予想される場合、災害警戒本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は副市長を、副本部長は総務部長及び建設部長並びに各支所長をもって充てる。なお、災害警戒本部員は災害対策本部員の職員をもって充てる。

(ウ) 災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害対策本部を設置した時は、災害警戒本部を廃止する。

(2) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ① 市内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。
- ② 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
- ③ 市内に特別警報が発表されたとき。

(イ) 災害対策本部の廃止

本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

(ウ) 市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

(3) 現地災害対策本部（現地本部）

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

ア 現地災害対策本部の所掌事務

(ア) 本部の現地機関としての事務

- ① 被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡
- ② 被災地からの要望の把握及び本部への伝達並びに関係機関との調整
- ③ 被災地の支援に従事する市職員又は市に申し出のあった機関等の人員の配置
- ④ 支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整
- ⑤ その他現地災害対策本部の役割を果たすために必要な事務

(イ) 本部長が指示した事務以外の事務

事態の推移等により、本部長が指示した以外の事務を現地災害対策本部で行う必要があるときは、あらかじめ本部長の指示を受けるものとする。ただし緊急を要し、本部長の指示を受ける時間的余裕がないときは、自らの判断で必要な事務を行うものとする、この場合においては速やかに本部長に報告するものとする。

2 災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

なお、本部長に事故や不測の事態があった場合に副本部長が本部長の職務を代理する順位は、指宿市長の職務代理に関する規則の定めるところによる。

また、本部長及び副本部長共に事故や不測の事態あった場合には、総務対策部長をもってその職務を代理する。

(イ) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、各部の長、各支所長、消防長、消防団長その他本部長が指名した者をもって充てる。

(ウ) 本部に対策部を置き、各対策部のもとに、職員で構成される班を置く。

（別表第1）

(エ) 各対策部の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

イ 本部の設置場所

本部は、原則として指宿庁舎に設置する。指宿庁舎が被災し庁舎内に設置できない場合には、被災状況を勘案して、本部を設置する。

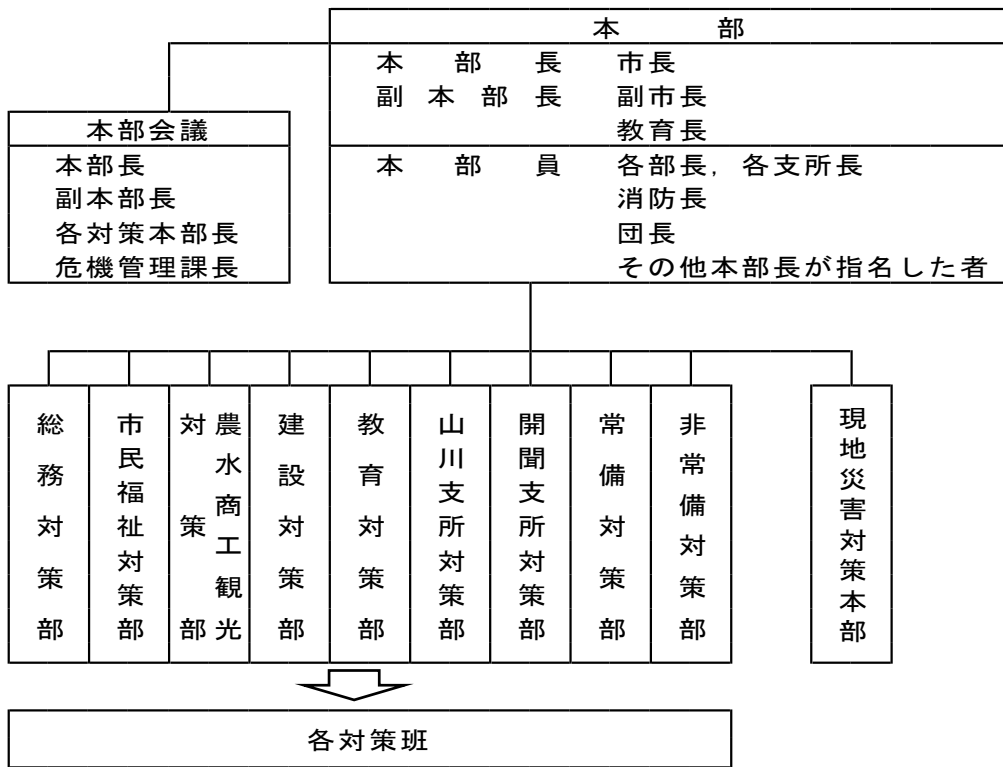
ウ 本部会議

(ア) 本部に本部会議を置き，本部長，副本部長，本部員で構成する。ただし，本部長が必要と認めるときは，関係機関の参画を求めることがある。

(イ) 本部会議は，次の事項について本部の基本方針を決定する。

- ① 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- ② 国，県，市，その他防災機関との連絡調整に関すること。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑤ 国，県，市，その他防災機関への応援要請に関すること。
- ⑥ その他，重要事項に関すること。

【災害対策本部組織図】



別表第1
対策部及び対策班

対策部名	対策部長	対策班名	対策班長	班員
総務 対策部	総務部長	総務1班	総務課長	総務課 市史編さん室 選挙管理委員会事務局
		総務2班	人事秘書課長	人事秘書課
		総務3班	企画政策課長	企画政策課
		総務4班	デジタル戦略課長	デジタル戦略課
		総務5班	健幸・協働のまちづくり課長	健幸・協働のまちづくり課
		総務6班	危機管理課長	危機管理課
		総務7班	財政課長	財政課
		総務8班	会計課長	会計課
		総務9班	議会事務局長	議会事務局
		総務10班	監査委員事務局長	監査委員事務局
市民福祉 対策部	市民福祉部長	市民生活1班	市民課長	市民課
		市民生活2班	税務課長	税務課
		市民生活3班	環境政策課長	環境政策課
市民福祉 対策部	市民福祉部長	健康福祉1班	健康増進課長	健康増進課
		健康福祉2班	長寿支援課長	長寿支援課
		健康福祉3班	地域福祉課長	地域福祉課
		健康福祉4班	こども課長	こども課
農水商工観 光対策部	農水商工観 光部長	産業振興1班	商工水産課長	商工水産課
		産業振興2班	観光課長	観光課
		産業振興3班	観光施設管理課長	観光施設管理課
		産業振興4班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課
		産業振興5班	唐船峡そうめん流し支配人	唐船峡そうめん流し
農水商工観 光対策部	農水商工観 光部長	農政1班	農政課長	農政課
		農政2班	耕地林務課長	耕地林務課
		農政3班	農業委員会事務局長	農業委員会事務局
建設 対策部	建設部長	建設1班	建設監理課	建設監理課
		建設2班	土木課長	土木課
		建設3班	都市・海岸整備課長	都市・海岸整備課
		建設4班	建築課長	建築課
		建設5班	水道課長	水道課
教育 対策部	教育部長	教育1班	教育総務課長	教育総務課
		教育2班	学校教育課長	学校教育課
		教育3班	生涯学習課長	生涯学習課
		教育4班	学校給食センター所長	学校給食センター
		教育5班	指宿商業高校事務長	指宿商業高校
山川支所 対策部	支所長	山川支所班	市民福祉課長	山川地域振興課 山川市民福祉課
開聞支所 対策部	支所長	開聞支所班	市民福祉課長	開聞地域振興課 開聞市民福祉課
常備 対策部	消防長	常備班	指宿消防署長 山川・開聞分遣所長	指宿消防署 山川・開聞分遣所
非常備 対策部	消防団長	非常備班	方面隊長	消防分団

別表第2

【各対策部及び班の所掌事務】

対策 部名	班名 (担当課)	班員 (担当係)	所掌事務	配備要員の数		
				第 1	第 2	第 3
総務 対策部	総務1班 (総務課, 市史 編さん室, 選 挙管理委員会 事務局)	総務係	1 総務対策部の統括に関する事 2 応急活動用車両の確保・管理等, 配車に関する事 3 電話対応に関する事 4 施設(本庁舎)の保全, 応急対策に関する事 5 応急活動用(庁舎, 公用車)等の燃料確保に関する事 6 職員の食事に関する事 7 本部(庁舎)施設の災害復旧工事の契約に関する事	3	全員	全員
		市史編さん係	1 他班の応援に関する事			
		選挙管理係	1 他班の応援に関する事			
	総務2班 (人事秘書課)	秘書広報係	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 被害視察者に関する事 3 本部長及び副本部長の被害地視察に関する事 4 報道機関との連絡調整及び連絡に関する事 5 広報に関する事 6 災害写真に関する事 7 広報紙の発行に関する事	3	7	全員
		人事係	1 災害時における人員の動員及び調整に関する事 2 職員等の災害調査班編成に関する事 3 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員への支援に関する事 4 職員の他市町村に対する応援の派遣に関する事			
		職員厚生係	1 職員の安全衛生管理に関する事 2 職員の災害の補償に関する事			
	総務3班 (企画政策課)	企画係	1 公共交通機関の被害調査及び運行状況等に関する事 2 災害に関する国・県への要望書等に関する事 3 災害復旧に係る再エネ導入支援に関する事	2	5	全員
		地域創造係	1 他班の応援に関する事			
	総務4班 (デジタル戦略課)	デジタル政策係 システム管理係	1 システム, ネットワークの復旧等に関する事	2	全員	全員
	総務5班 (健幸・協働の まちづくり課)	健幸戦略係	1 被害相談窓口の開設, 被災者の相談に関する事	3	6	全員
協働推進係		1 避難所の運営及び管理に関する事 2 被災者への物資等の配給に関する事				

対策 部名	班名 (担当課)	班員 (担当係)	所掌事務	配備要員の数		
				第 1	第 2	第 3
総務 対策部	総務6班 (危機管理課)	安全安心対策係	1 防災会議との連絡調整に関すること 2 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること 3 民間団体、自主防災組織等及び関係機関との連絡調整、協力要請に関すること 4 自衛隊等の出動要請に関すること	全員	全員	全員
		消防防災係	1 災害対策の総括に関すること 2 本部会議に関すること 3 各対策部及び各支部との連絡調整に関すること 4 気象情報、災害情報等の収集及び集計・記録に関すること 5 県及び関係機関への災害報告に関すること 6 本部長が特に命じたこと			
	総務7班 (財政課)	財政係	1 車両の配備に関すること 2 物資の調達及び出納に関すること 3 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること	4	全員	全員
		財産契約係	1 市有財産の被害の調査及び応急対策に関すること			
	総務8班 (会計課)	出納係	1 義援金等の受領、保管に関すること	0	2	全員
		審査係	1 拠出者等に対する礼状等の発送に関すること			
	総務9班 (議会事務局)	調査管理係	1 議会関係者の視察に関すること 2 その他の議会対策に関すること	全員	全員	全員
		議事係	1 議員への被害等の速報及び連絡調整に関すること			
	総務10班 (監査委員事務局)	監査係	1 他班の応援に関すること	1	全員	全員
	市民 福祉 対策部	市民生活1班 (市民課)	年金係	1 市民生活班の統括に関すること	2	6
市民係			1 食料その他必要物資の調達等に関すること			
戸籍係			1 救援物資の輸送に関すること			
市民生活2班 (税務課)		管理係	1 市民生活班内の他班の応援に関すること	2	4	全員
		市民税係	1 り災証明の発行に関すること 2 被災世帯の固定資産等の調査に関すること			
		保険税係				
		固定資産税土地係 固定資産税家屋係				
納税係		1 被災者にかかる納税の減免・猶予に関すること				
市民生活3班 (環境政策課)		環境衛生係	1 し尿等の処理に関すること 2 地区水道(尾下・畠久保)に関すること 3 遺体の埋火葬に関すること 4 死亡獣畜の処理に関すること 5 消毒に関すること 6 墓地被害の応急対策に関すること	2	4	全員
		廃棄物対策係	1 清掃関係施設等の災害政策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 2 ごみ等廃棄物の処理に関すること			

対策 部名	班名 (担当課)	班員 (担当係)	所掌事務	配備要員の数		
				第 1	第 2	第 3
市民福祉対策部	健康福祉1班 (健康増進課)	地域保健係	1 健康福祉班の総括に関する事 2 医療救護・助産に関する事 3 医師会・歯科医師会との連絡調整に関する事	3	6	全員
		健康保険係	1 救護所の編成及び派遣、設置及び運営に関する事 2 医療機関との連絡調整及び救護要請に関する事 3 災害用医薬品及び医療用資機材に関する事			
		保健事業係	1 衛生広報に関する事 2 食品衛生に関する事			
	健康福祉2班 (長寿支援課)	介護保険係	1 災害対策基本法及び災害対策救助法に基づく諸対策に関する事 2 応急仮設住宅の入居に関する事	7	12	全員
		高齢者福祉係	1 日本赤十字社及び市社会福祉協議会との連絡に関する事 2 リ災者に対する食料の炊き出し及び配給に関する事 3 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事			
		高齢者支援係	1 要配慮者等の実態把握及び情報提供に関する事			
	健康福祉3班 (地域福祉課)	社会福祉係	1 社会福祉関係施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事 2 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関する事	4	9	全員
		障害福祉係	1 要配慮者等の実態把握及び情報提供に関する事			
		援護係	1 避難所の設置及び管理に関する事 2 リ災者の生活保護及び世帯更生資金貸し付け等に関する事 3 遺体の収容に関する事			
	健康福祉4班 (こども課)	こども相談係	1 救援物資の受付及び保管配分に関する事	3	6	全員
		こども保育係	1 救援状況の報告に関する事			
		おやこ保健係	1 負傷者の救護及び避難所の保健指導に関する事 2 避難所における健康相談窓口の設置に関する事 3 感染症、食中毒の発生予防対策、伝染病その他被害調査に関する事			
農水商工観光対策部	産業振興1班 (商工水産課)	商工運輸係	1 産業振興班の統括に関する事 2 商工会議所、その他関係団体との連絡調整に関する事 3 商工関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事 4 災害用物資の入手及びあっせんに関する事 5 国直轄道の駅いぶすきの運営に関する連絡調整に関する事(自衛隊等) 6 被災商工業者に関する融資あっせんに関する事 7 公共職業安定所との連絡調整に関する事	5	7	全員
		水産航路係	1 漁協その他関係団体との連絡調整に関する事 2 水産関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事 3 被災水産業者に関する融資あっせんに関する事			
		ふるさと納税係	1 産業振興班内の他班の応援に関する事			

対策 部名	班名 (担当課)	班員 (担当係)	所掌事務	配備要員の数		
				第 1	第 2	第 3
農水商工 観光対策部	産業振興 2 班 (観光課)	観光総務係	1 観光客等に対する災害情報の提供に関すること	3	5	全員
		観光振興係	1 観光協会及び関係機関との連絡調整に関すること			
	産業振興 3 班 (観光施設管理課)	観光施設管理係 開閉施設管理係	1 観光関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに 応急対策に関すること	3	3	全員
		スポーツ振興係	1 施設利用者等の避難及び安全確保に関すること 2 災害後の教育環境及び保健衛生に関すること			
	産業振興 4 班 (スポーツ振興課)	施設管理係	1 施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに 復旧対策に関すること 2 施設等での避難受け入れの調整及び協力に関する こと	5	7	全員
事業係		1 来場者の避難及び安全確保に関すること				
農水商工 観光対策部	農政 1 班 (農政課)	農政企画係	1 農政班の統括に関すること 2 南薩地域振興局（農林水産部）との連絡調整に 関すること	5	7	全員
		農業制度係	1 農業災害に対する金融に関すること 2 災害時の農産物資の調達に関すること			
		畜産振興係	1 農政関係の災害対策及び被害調査・報告並びに 応急対策に関すること 2 農業協同組合，県，畜産団体，その他関係団体 との連絡調整に関すること 3 家畜伝染病の防疫に関すること			
		園芸振興係	1 農政関係の災害対策及び被害調査・報告並びに 応急対策に関すること 2 農業協同組合，県，その他関係団体との連絡調 整に関すること			
	農政 2 班 (耕地林務課)	林務管理係	1 施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに 応急対策に関すること 2 南薩地域振興局（農林水産部），森林組合， その他関係団体との連絡調整に関すること	2	5	全員
		耕地係	1 施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに 応急対策に関すること 2 南薩地域振興局（農林水産部），土地改良区， その他関係団体との連絡調整に関すること 3 災害復旧用資材等の調達及びあっせんに関する こと			
	農政 3 班 (農業委員会事務局)	農地総務係 振興係 地域計画係	1 農政班内の他班の応援に関すること	3	3	全員

対策 部名	班名 (担当課)	班員 (担当係)	所掌事務	配備要員の数		
				第 1	第 2	第 3
建設 対策部	建設1班 (建設監理課)	監理用地係	1 建設対策部の統括に関する事 2 南薩地域振興局(建設部), 建設業組合, その他 関係機関との連絡調整に関する事	2	3	全員
		地籍調査係	1 建設対策部内の他班の応援に関する事			
	建設2班 (土木課)	土木公園管理係	1 応急対策用資機材の確保に関する事 2 土木関係施設等の被害対策及び被害調査・報告並 びに応急復旧対策に関する事 3 公園関係施設等の被害対策及び被害調査・報告並 びに応急対策に関する事	4	全員	全員
		土木維持係	1 障害物の除去に関する事 2 地すべり, 土砂崩れ等による災害対策に関する事 と			
		土木建設係	1 避難路, 輸送路の確保に関する事 2 通行止め及び迂回路等の計画並びに実施に関する 事			
	建設3班 (都市・海岸整備課)	都市整備係 指宿港海岸整備係	1 港湾・海岸関係施設等の被害対策及び被害調査・ 報告並びに応急復旧対策に関する事	4	6	全員
	建設4班 (建築課)	住宅管理係	1 建築関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並 びに応急復旧対策に関する事 2 建築工事関係者との連絡調整に関する事 3 応急対策用資機材の確保に関する事 4 市営住宅の供与に関する事	2	6	全員
		建築係	1 応急仮設住宅等の建築, 供与に関する事 2 避難所の仮設トイレ等の設置に関する事 3 被災建築物応急危険度判定の実施に関する事 4 被災者への建築関係の相談窓口の設置に関する事 と			
	建設5班 (水道課)	経理係	1 水道関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並 びに応急復旧対策に関する事 2 応急対策用資機材の確保に関する事	7	16	全員
		料金係	1 被災地の給水計画に関する事 2 飲料水の確保及び給水に関する事			
工務係		1 浸水関係, 下水道関係施設等の災害対策及 び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関する 事 2 河川等の水位, 流量その他情報の収集及び 水門の管理に関する事				
教育 対策部	教育1班 (教育総務課)	教育総務係	1 教育対策部の統括に関する事	4	7	全員
		学校整備係	1 学校教育施設等での避難受け入れの調整及び協力 に関する事 2 学校施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに 応急復旧対策に関する事 3 災害後の教育環境及び保健衛生に関する事			
	教育2班 (学校教育課)	学務係	1 教材等の調達及び施設, 教職員の確保に関する事 と	8	8	全員
		学校教育係	1 児童, 生徒等の避難及び安全確保に関する事 2 災害後の教育環境及び保健衛生に関する事			

対策 部名	班名 (担当課)	班員 (担当係)	所掌事務	配備要員の数		
				第 1	第 2	第 3
教育 対策部	教育3班 (生涯学習課)	施設管理係	1 施設利用者等の避難及び安全確保に関すること 2 社会教育関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 3 施設等での避難受け入れの調整及び協力に関すること 4 災害後の教育環境及び保健衛生に関すること	5	9	全員
		社会教育係	1 施設利用者等の避難及び安全確保に関すること 2 教材等の調達及び施設、講師の確保に関すること			
		文化財係	1 史跡、文化財等の被害調査及び保護に関すること 2 施設利用者等の避難及び安全確保に関すること 3 社会教育関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 4 施設等での避難受け入れの調整及び協力に関すること 5 災害後の教育環境及び保健衛生に関すること			
	教育4班 (学校給食センター)	指宿学校給食管理係 山川学校給食管理係	1 学校給食に関すること	2	全員	全員
	教育5班 (指宿商業高校)	事務係	1 生徒等の避難及び安全確保に関すること 2 施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 3 施設等での避難受け入れの調整及び協力に関すること 4 災害後の教育環境及び保健衛生に関すること 5 教材等の調達及び施設、教職員の確保に関すること	1	2	全員
山川 支所 対策部	山川支所班 (地域振興課, 市民福祉課)	総務係	1 本部との総括・連絡調整に関すること 2 支所管内の災害対策の総括に関すること 3 支所対策部長が特に命じたこと 4 支所管内の職員の配備、招集、編成及び出動の調整に関すること 5 支所管内の水防資材、機材の備蓄、管理に関すること 6 支所管内の災害情報の収集及び本部への報告に関すること 7 支所管内の行方不明者の把握、捜索に関すること 8 災害時における支所庁舎施設の利用に関すること 9 支所管内の救援物資の輸送に関すること 10 支所管内の食料その他必要物資の調達等に関すること	3	5	全員
		市民税務係	1 支所管内のり災証明の発行に関すること			
		健康福祉係	1 支所管内の災害救助に関すること。 2 支所管内の社会福祉関係施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること 3 支所管内の要配慮者等の実態把握及び情報提供に関すること 4 支所管内の被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること 5 支所管内の救援状況の報告に関すること 6 り災者への物資等の配給に関すること 7 支所管内の災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること			
		利永保育所	1 児童等の避難及び安全確保に関すること			

対策 部名	班名 (担当課)	班員 (担当係)	所掌事務	配備要員の数		
				第 1	第 2	第 3
開 聞 支 所 対 策 部	開聞支所班 (地域振興課, 市民福祉課)	総務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部との総括・連絡調整に関すること 2 支所管内の災害対策の総括に関すること 3 支所対策部長が特に命じたこと 4 支所管内の職員の配備, 招集, 編成及び出動の調整に関すること 5 支所管内の水防資材, 機材の備蓄, 管理に関すること 6 支所管内の災害情報の収集及び本部への報告に関すること 7 支所管内の行方不明者の把握, 捜索に関すること 8 災害時における支所庁舎施設の利用に関すること 9 支所管内の救援物資の輸送に関すること 10 支所管内の食料その他必要物資の調達等に関すること 	2	5	全員
		市民税務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 支所管内のり災証明の発行に関すること 			
		健康福祉係	<ul style="list-style-type: none"> 1 支所管内の災害救助に関すること。 2 支所管内の社会福祉関係施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること 3 支所管内の要配慮者等の実態把握及び情報提供に関すること 4 支所管内の被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること 5 支所管内の救援状況の報告に関すること 6 り災者への物資等の配給に関すること 7 支所管内の災害相談窓口の開設, 被災者の相談に関すること 			
常 備 対 策 部	常備班	指宿消防署 山川・開聞分遣所	<ul style="list-style-type: none"> 1 常備対策部の総括に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること 3 災害速報の作成及び報告に関すること 4 資機材の確保に関すること 5 現場活動記録に関すること 6 非常無線通信に関すること 7 気象情報に関すること 8 消防法・水防法に基づく消火・水防活動その他災害応急対策に関すること 9 現地災害対策本部設置に関すること 10 避難, 誘導, 救出及び捜索に関すること 11 警備, 警戒, 防ぎよ活動等に対する警察との連絡調整に関すること 12 情報収集(水位, 流量, その他情報を含む)及び広報に関すること 13 被害状況調査に関すること 	その都度 対策部長 が指示		全員
非 常 備 対 策 部	非常備班	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常備対策部の総括に関すること 2 常備班の応援に関すること 3 非常備対策部長が特に命じたこと 	その都度 対策部長 が指示		全員

3 職員の配備体制

市は、風水害等による災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

(1) 職員の配備

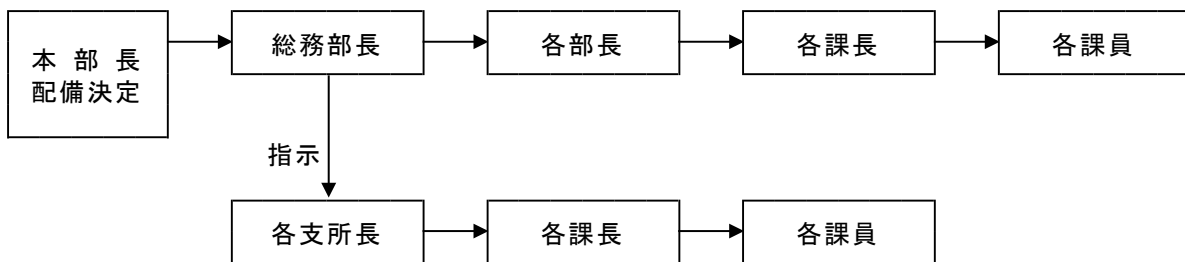
ア 配備区分の決定

市長は、別表第3の配備基準に基づき災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

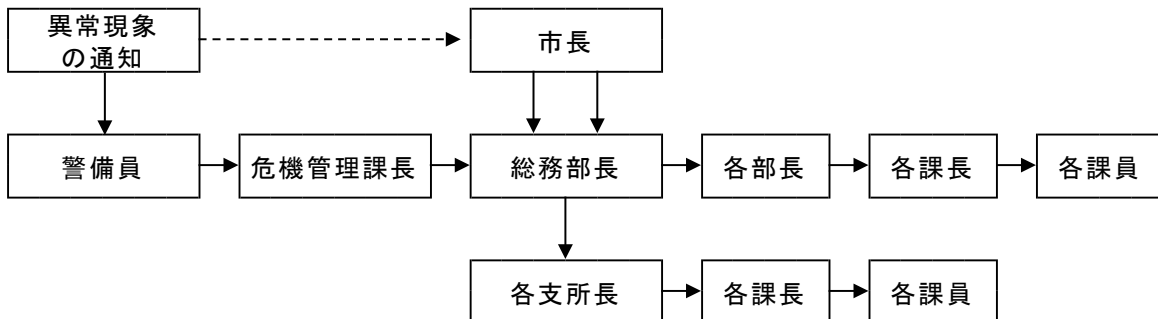
イ 動員系統及び動員の伝達方法動員配備の伝達系統は、次のとおり。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外（退庁後及び休日）

警備員は、次の情報を覚知したときは危機管理課長又は課員に連絡し、総務部長は市長の指示を仰ぎ、必要に応じ関係課長に連絡する。



ウ 自主参集

(ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ、インターネット等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、別表第3に示す配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあつては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、別表第3の参集・配備基準に照

らして第3 配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

別表第3

【職員の参集・配備基準】

体制	本部員及び配備要員の参集基準（自主参集を含む）				活動内容
	風水害	地震・津波	火山	配備要員	
情報連絡体制	市内に各種の気象警報等（波浪警報は除く）が発表されたとき	(1) 市内で震度4の地震が発生したとき (2) 市内に津波注意報が発表されたとき (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	(1) 噴火警報（火口周辺）が発表されたとき (2) 火山の異常と思われる現象が発生し、噴火その他の災害が予想されるとき	危機管理課職員	降雨状況や被害情報の収集を行うため、県や関係機関との連絡調整に努める。
災害警戒本部	(1) 市内に小規模な災害が発生したとき (2) 市内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき	(1) 市内で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき (2) 市内に津波警報が発表されたとき (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	(1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域と近接する区域まで被害が予想されるとき (2) 火山の異常と思われる現象が顕著になり、噴火その他の災害が予想されるとき (3) 噴火警報（居住地域）の発表後、一定期間が経過し、住民の安全確保が図られるなど、警戒が必要な区域の災害発生への対応体制が整ったとき	各部長、及び各支所長が指定した課の職員	災害警戒本部を設置し事前に指定した各課を中心に、関係機関の協力を得て、災害情報の収集や応急対策など防災対策の一層の確立を図る。

体制		本部員及び配備要員の参集基準（自主参集を含む）				活動内容
		風水害	地震・津波	火山	配備要員	
災害対策本部	第1配備	(1) 市内に特別警報が発表されたとき (2) 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生、または発生のおそれのある場合	(1) 市内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき (3) 地震・津波により比較軽微な災害若しくは局地的な災害が発生、または発生のおそれのある場合	(1) 噴火警報（居住地域）が発表されたとき (2) 噴火により比較軽微な災害が発生、または発生のおそれのある場合	災害の程度を勘案し、本部長がその程度、別表第2により決定する。 各対策本部長は特別の必要があるときは配備要員の数を適宜変更する。	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施するため、別表第2に掲げる所掌事務を行う。
	第2配備	相当な災害が発生し、または発生のおそれのある場合	地震・津波により相当な被害が発生、または発生のおそれのある場合	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火により被害が発生、または発生のおそれのある場合		
	第3配備	全地域にわたり大きな被害が発生し、または発生のおそれがある場合又は災害の発生状況その他により全職員を配備する必要がある場合	(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 市内で震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、市内全域に大きな被害が発生、または、発生のおそれのある場合	噴火により甚大な被害が発生、または発生のおそれがあり、全職員を配備する必要がある場合		

第2 関係機関等の応急活動体制の確立

[実施責任：関係機関等]

1 関係機関等の応急活動体制

(1) 防災関係機関の組織防災関係機関は、風水害等の災害の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

(2) 市民の役割

市民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応を含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

(3) 各種団体・組織・個人の役割

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

2 関係機関等の動員配備体制

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

第2節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

第1 市の通信連絡手段の確保・運用

1 通信連絡系統

災害時の市の通信連絡系統としては、市防災行政無線、地区放送施設を基幹的な通信系等とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

2 無線通信体制の確立

災害時の市の無線通信連絡体制として、整備済みの市防災行政無線等をはじめ、衛星携帯電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

3 その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめ、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

【その他の各種通信手段】

通信手段	備考
一斉同報メール	市等が登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能
緊急速報（エリアメール等）	市内にいる携帯電話所持者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能
データ放送	地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定期間毎に異なる情報配信が可能

第2 関係機関等の通信手段の確保・運用

[実施責任：危機管理課，関係機関]

1 各機関が保有する通信施設の運用

関係機関等においては，各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し，的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し，情報連絡体制を確立する。

災害時は，被災状況等の情報の収集に即座に着手し，その実態を的確に把握・評価し，応急対策に反映する必要がある。しかしながら，発災直後の段階は，通信が困難となりがちであり，外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し，応急対策の実施が阻害されることが多い。このため，以下の基本方針により，各種情報の管理・統制体制を確立する。

(1) 市防災行政情報ネットワークシステム等の運用

市は，災害時においては，市防災行政無線，地区放送施設を主体とする無線通信システムを通信にあたっての基幹通信手段とする。

(2) 連絡用電話の指定等

市は，外部団体や市民等に利用されることが多いNTT一般加入電話（災害時優先電話，非常・緊急通話の利用等）について，事前に定められた電話の中から災害時の連絡用電話を指定し，効果的に運用できるよう措置を講ずる。

(3) 情報管理に必要な物的準備

情報管理のため，本部室等には，事前に準備しておいた防災行政情報通信端末，指定電話，FAX，パソコン（通信端末含む）等の各種機器，図面，各種資料，様式，各種マニュアル等をセットし，効率的に使用できるようにする。

(4) 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに，早期予防，早期避難の実施，不要不急の電話の自粛，知人等の安否照会にあたっての対応，救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする市民への行動喚起情報をテレビ・ラジオ，携帯電話（緊急速報メール）等を通じて市民に提供できるよう，事前に締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用する。

（緊急情報提供システム等の活用方法は，第3部第2章第3節「広報」参照）

2 市防災行政無線の通信連絡体制の確立

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し，通信連絡が一時困難となることが想定されるため，市防災行政無線を主体とする通信連絡体制を確立する。

(1) 市防災行政無線の開局・統制

風水害等の災害が発生すると、危機管理課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）無線担当者が、作動状況を点検し、通信連絡体制を確立する。

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

(2) 県と関係機関・市等の通信連絡体制の確立

県と市・県内関係機関との通話は、県防災行政無線の回線を利用して交信し、情報連絡を行う。

(3) 市各班との通信連絡体制の確立

災害現場等に出動している職員との連絡は、市防災行政無線等（移動系）により行うことが想定されるため整備に努める。また、必要に応じ災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車又は自動車を使用する。市防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

3 有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回線の輻輳^{ふくそう}等のため通信が不能になることもある。したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段を尽くして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

(1) 放送の要請による緊急情報伝達システムの確保

市長は、県知事を通じ、緊急を要する場合で特別の必要があるときは、事前に締結された放送協定において定められた放送要請の要領に基づき、次の事項を最寄りの放送局に依頼する。

ア 依頼の内容

イ 依頼者及び放送内容

(2) 各機関の無線通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき、利用できる災害通信系統及び災害通信施設は、以下のとおりである。

ア 鹿児島県無線通信系統

イ 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社管内通信連絡系統

ウ 九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社無線通信系統

エ 消防無線

オ 警察無線

(3) 九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線機、MCA用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器を配備しており、県、市は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに市へ無償で貸与する。

(4) アマチュア無線の活用

有線が途絶し災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

4 電気通信設備の利用

災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね以下の方法のうち、実情に即した方法で行う。ただし、固有の通信施設を持っている機関については、これを利用する。

なお、他機関の通信施設を利用する場合を想定し、平常時において管理者と利用方法等について申し合わせを行い、情報連絡体制の確立に努める。

(1) 普通電話による通信（一般通話）

通信施設の被災状況等により異なるが、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

(2) 災害時における優先電話等による通信

ア 災害時の優先電話

災害時に電話が輻輳^{ふくそう}した場合、通常、一般電話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われることから活用を図る。具体的には、災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として、N T T 鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。また、市は、災害時に電話による通信が困難な場合、N T T に対して公共的な施設への特設公衆電話の設置を要請する。

イ 電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信にあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書きし、非常電報である旨を告げて電報サービス取扱所に頼信するものとする。

(3) 通信の途絶防止

災害が発生した場合、市は次の措置を通信事業者に依頼して、通信の輻輳^{ふくそう}の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 通信回線が途絶した場合、特設公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保する必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 著しく通信輻輳^{ふくそう}が発生した場合は、安否等の情報を円滑に達成できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する。

(4) 通信手段の確保

災害発生時、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合、県や市から具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸与に努める。

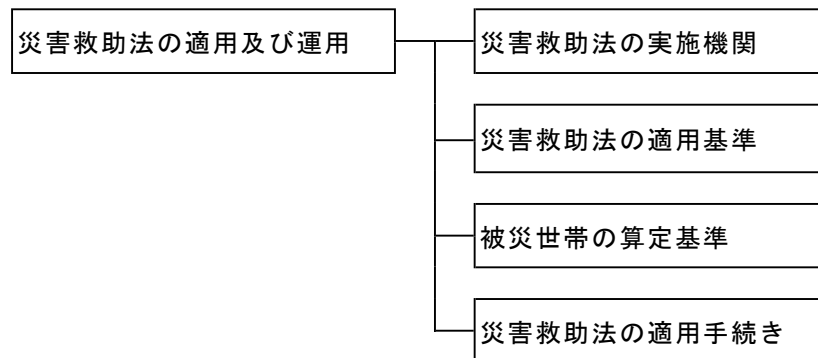
【災害通信施設の設置場所等】

名称	電話番号	所在地
鹿児島県庁	099-286-2111	鹿児島市鴨池新町 10-1
危機管理防災局 危機管理課 危機管理防災局 災害対策課 危機管理防災局 消防保安課	計画管理係 099-286-2256 災害対策係 099-286-2276 F A X 099-286-5519 消防係 099-286-2259 F A X 099-286-5521	〃
土木部監理課	総務係 099-286-3483 F A X 099-286-5617	〃
土木部河川課	工事事務係 099-286-3586 F A X 099-286-5625	〃
土木部道路建設課	工事事務係 099-286-3534 F A X 099-286-5621	〃
土木部道路維持課	工事事務係 099-286-3564 F A X 099-286-5623	〃
総務部市町村課	課長 099-286-2221 F A X 099-286-5516	〃
鹿児島地方気象台	総務事務室 099-250-9911	鹿児島市東郡元町 4-1
県南薩地域振興局 建設部土木建築課（指宿市在住）	直通 0993-22-2382 F A X 0993-22-3344	指宿市十二町 301
県南薩地域振興局 農林水産部農政普及課 （指宿市十二町在住）	直通 0993-22-6422 F A X 0993-24-3357	〃
県南薩地域振興局 保健福祉環境部指宿支所 （指宿保健所）	直通 0993-23-3854 F A X 0993-23-2142	〃
指宿南九州消防組合	0993-22-5111	指宿市十町 429
南九州市役所 穎娃支所	0993-36-1111	南九州市穎娃牧之内 2830
指宿警察署	0993-22-2110	指宿市西方 1602-1
指宿海上保安署	0993-34-2999	指宿市山川福元 6713
山川・開闢分遣所	0993-34-0119	指宿市山川大山 841-3
九州電力(株)指宿配電事業所	050-3490-3881（代表）	指宿市大牟礼 2-20-20
N T T 西日本鹿児島支店	099-258-8520	

第3節 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県、市は災害救助法を運用する。



第1 災害救助法の実施機関

〔実施責任：地域福祉課，市民福祉課，危機管理課〕

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市はこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。

（災害救助法第30条，鹿児島県災害救助法施行細則）

第2 災害救助法の適用基準

〔実施責任：地域福祉課，市民福祉課，危機管理課〕

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる適用基準に市が該当するときにおいて、現に救助を必要とする者に対して行う。

（1）災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき。

（2）次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき。

- ① 市区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表1号以上であること
- ② 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。

③ 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の援護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

【指宿市の災害救助法適用基準】

人 口 (令和2年国勢調査)	基 準	
	1 号	2 号
39,011	60世帯	30世帯

2 救助の種類

実施者は原則知事であるが、市長が実施可能な場合は市長とする。

令和5年10月31日現在

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内	1人1日あたり340円以内 ※高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき上限を超える額を加算できる。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受ける恐れがあり、現に救助を要する者に供与する。	災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条大2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1人1日あたり340円以内 ※高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊・全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費	建設型 応急住宅 災害発生の日から20日以内着工	1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 費用の限度額 1戸あたり平均 6,775,000円以内

救助の種類	対象	対象経費等	期間		費用の限度額
		家賃，共益費，敷金，礼金，仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	賃貸型 応急住 宅	災害発 生の日 から速 やかに 借上 げ，提 供	3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は，当該地域における実費。 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 費用の限度額 地域の実情に応じた額
炊出しその他食品の給与	1 避難所に収用された者 2 住家に被害を受け，若しくは災害により現に炊事ができない者	主食・副食及び燃料等の経費	災害発生の日から7日以内		1人1日あたり 1,230円以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	水の購入費，給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費，修繕費並びに薬品又は資材の費用	災害発生の日から7日以内		当該地域における通常の実費
被服，寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊（焼），流失，床上浸水等により，生活上必要な被服，寝具，その他生活必需品を喪失，若しくは毀損等により使用することができず，直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	被害の実情に応じ現物給付 ①被服，寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	災害発生の日から10日以内		1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日を持って決定する。 2 下記金額の範囲※ ¹

※ 1

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
全壊・全焼・ 流出	夏	19, 200	24, 600	36, 500	43, 600	55, 200	8, 000
	冬	31, 800	41, 100	57, 200	66, 900	84, 300	11, 600
半壊・半焼・ 床上浸水	夏	6, 300	8, 400	12, 600	15, 400	19, 400	2, 700
	冬	10, 100	13, 200	18, 800	22, 300	28, 100	3, 700

救助の種類	対象	対象経費等	期間	実施基準
医療	災害のために医療の途を失った者	(範囲) ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置, 手術その他の治療及び施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護	災害発生の日から 14日以内	(救護班による場合) 使用した薬剤, 治療材料。破損した医療器具の修繕等の実費 (病院又は診療所による場合) 国民健康保険の診療報酬の額以内 (施術者による場合) 協定料金の額以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず, 死産及び流産を要する状態にある者)	(範囲) ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿, ガーゼ, その他の衛生材料の支給	分べんした日から 7日以内	(救護班等による場合) 使用した衛生材料等の実費 (助産師による場合) 慣行料金の100分の80以内の額
被災者の救出	1 現に生命身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	舟艇その他救出のための機械, 器具等の借上費, 修繕費及び燃料費	災害発生の日から 3日以内	当該地域における通常の実費
被災した住宅の応急修理(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	住家が半壊(焼), 若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け, 雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれのある者	住家被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し現物をもって行う	災害発生の日から 10日以内	1世帯あたり ① 大規模半壊, 中規模半壊, 半壊, 準半壊の被害を受けた世帯(全壊は, 修理することで居住することが可能な場合) 50, 000円以内

救助の種類	対象	対象経費等	期間	実施基準
被災した住宅の 応急修理（日常 生活に必要な最 小限度の部分の 修理）	1 住家が半壊 （焼）し、自ら の資力により 応急修理をす ることができ ない者 2 大規模な補 修を行わなけ れば居住す ることが困難 である程度に 住家が半壊（焼） した者	居室、炊事場及 び便所等日常生 活に必要な最小限 度の部分に対し 現物を持って行 う。	災害発生の日から 3か月以内（災害 対策基本法第23 条の3第1項に規 定する特定災害対 策本部、同法第 24条第1項に規 定する非常災害対 策本部又は、同法 第28条の2第1 項に規定する緊急 災害対策本部が設 置された災害にあ っては6か月以 内）	1 世帯あたり 大規模半壊、中規模半 壊又は半壊、若しくは 半焼の被害を被害を受 けた世帯 706,000円以内
	3 住家が半壊 （焼）に準じる 程度の損傷 （以下「準半 壊」という。）を受 け、自らの資 力では応急修 理をすることが できない者			1 世帯あたり 半壊又は半壊に準ずる 程度の損傷により被害 を受けた世帯 343,000円以内
学用品の給与	住家の全半壊 （焼）、流失、半 壊（焼）又は床上 浸水により学用 品を喪失又は毀 損等により使用 することができ ず、就学上支障 のある小学校児 童及び中学校生 徒、義務教育学 校及び高等学校 等生徒	被害の実情に応 じ現物給付 ①教科書及び教 材 ②文房具 ③通学用品	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学 用品） 15日以内	1 教科書及び教科書 以外の教材で教育委 員会に届出又はその 承認を受けて使用し ている教材、又は正 規の授業で使用して いる教材 ・実費 2 文房具及び通学用 品は、1人あたりの次 の金額以内 ・小学生4,800円 ・中学生5,100円 ・高等学校等5,600 円
埋葬	災害の際死亡し た者を対象とし て実際に埋葬を 実施する者に支 給	棺又は棺材の現 物給付 ①棺（付属品を含 む） ②埋葬又は火葬 （賃金職員雇上 費を含む） ③骨壺及び骨箱	災害の発生の日か ら10日以内	1 体あたり ・大人（12歳以上） 219,100円 ・小人（12歳未満） 175,200円以内

救助の種類	対象	対象経費等	期間	実施基準
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に対する処理(埋葬を除く)をする。	(範囲) ①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ②死体の一時保存 ③検案	災害発生の日から10日以内	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体あたり3,500円以内 ②死体の一時保存 (死体一時収容施設利用時) 通常の実費 (上記の利用ができない場合) 1体あたり5,500円以内 ※ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案 救護班以外は慣行料金
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺荷運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内	市町村において障害物の除去を行った1世帯あたりの平均138,700円以内

第3 被災世帯の算定基準

[実施責任：地域福祉課，市民福祉課，危機管理課]

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の判定基準

(第3部第2章第2節第1災害情報等の収集・伝達2災害情報等の報告表「災害報告の判定基準」を参照)

3 世帯及び住家の単位

- (1) 世帯：世帯生計を一にしている実際の生活単位
- (2) 住家：住家現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 災害救助法の適用手続き

[実施責任：危機管理課，地域福祉課]

1 市

災害に対し、市における災害が、第2災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：危機管理課危機管理係 NTT回線：099-286-2255

1 県

- (1) 知事は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

関係機関	窓口の課名	連絡先（電話番号等）
内閣府	内閣府政策統括官（防災担当）	NTT回線 03-3501-5191

- (2) 災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。
- (3) 知事は、第2災害救助法の適用基準のうち(1)及び(2)の③、④に該当する場合に、災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当））に協議するものとする。
- (4) 災害対策本部が設置されている場合は、本部会議の審議を経て災害救助法を適用するものとする。

第4節 広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、市及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、県、市及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

第1 市における広域応援体制

〔実施責任：各関係課〕

1 災害情報・被害情報の収集・分析

(1) 情報の収集

災害対策本部の各対策部は、総務対策部本部連絡班で把握した以下の情報を収集する。

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 生き埋め等の件数（人的被害状況等） |
| イ | 出火件数、又は出火状況 |
| ウ | 二次被害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等） |
| エ | 市の応急対策の状況等 |

(2) 情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

【応援要請先一覧】

ア	県及び関係機関	オ	消防庁（緊急消防援助隊等）
イ	被災地外の県内市町村	カ	その他の公的防災関係機関
ウ	その他の公共的団体等	キ	その他の民間団体、企業等
エ	協定のある関係機関		

2 応援の受入れ体制の確立

市及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、県、市は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては派遣職員の健康管理等を徹底する。

応援職員の受け入れにあたっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第2 市・消防における相互応援協力

[実施機関：危機管理課、指宿南九州消防組合]

1 県及び市町村相互の応援

(1) 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は災害が県内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災し、又は被災するおそれのある市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

ア 応援を受けようとする市は災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を要請する。

イ アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。応急災害対策の実施については、応援に従事する者は、応援を受けようとする市の指揮の下に行動する。

ウ 県は、応援を受けようとする市から要請依頼を受けた場合は、応援可能な他の市町村に対して応援の実施を依頼する。

エ 県は、市の災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して応援を求める。

(2) 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。

(3) 市内所在機関相互の応援協力

市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

2 消防機関の応援

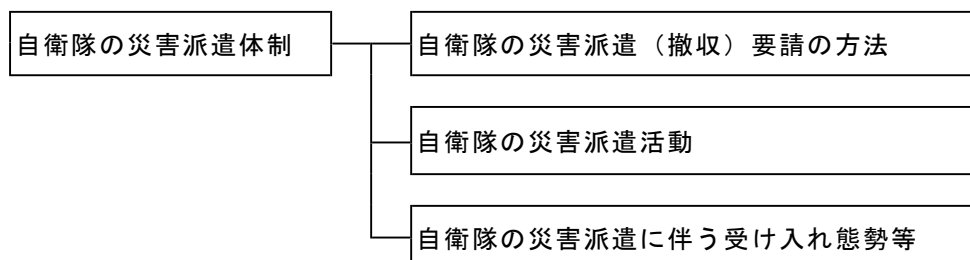
(1) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

市長は、大規模な災害や火災等が発生し、所轄する市の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。《資料編 鹿児島県消防相互応援協定書》

第5節 自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。



第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

〔実施責任：自衛隊，危機管理課〕

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続き

- (1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第 83 条に基づき自己の判断又は知事に対し市長の要請要求により行う。

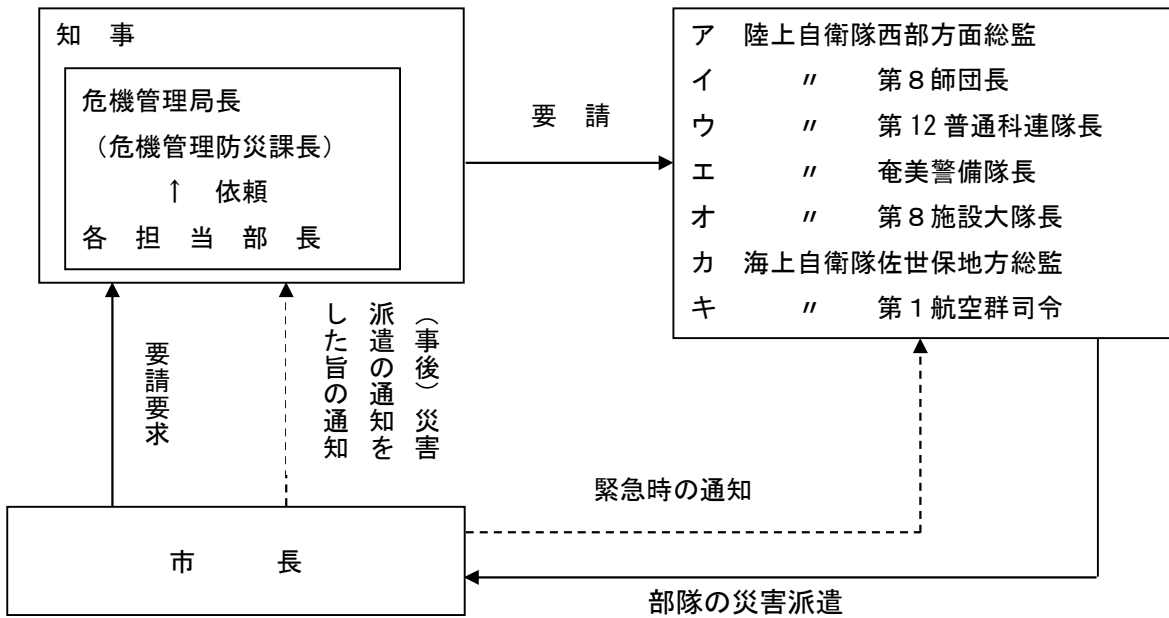
(2) 要求手続

市長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- | | |
|---|------------------|
| ア | 災害の状況及び派遣を要請する理由 |
| イ | 派遣を希望する期間 |
| ウ | 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| エ | その他参考となるべき事項 |

【自衛隊派遣要請系統】



(3) 要請文書のあて先、要請文書のあて先は、次表、自衛隊の連絡場所のとおりである。

【自衛隊の連絡場所】

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面總監	防衛部 防衛課運用班	熊本市東区東町 1-1-1	096-368-5111 内線 2255 又は 2256	
〃 第 8 師団司令部	第 3 部防衛班	熊本市北区八景水谷 2-17-1	096-343-3141 内線 3234 夜間 3302	
〃 第 12 普通科連隊本部	第 3 科	霧島市国分福島 2 丁目 4-14	0995-46-0350 内線 235 夜間 302	県内
〃 奄美警備隊本部	第 3 科	奄美市名瀬大熊 266-49	0997-54-1060 内線 230 夜間 301	県内
〃 第 8 施設大隊 (川内駐屯地)	第 3 科	薩摩川内市冷水町 539-2	0996-20-3900 内線 230	県内
海上自衛隊佐世保地方總監部	防衛部	佐世保市平瀬町 18	0956-23-7111 内線 3225	
〃 第 1 航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111 内線 2213	県内
〃 奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 27	0997-72-0250	県内
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	防衛部 運用 2 班	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 内線 2348 夜間 2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町 4-1	099-253-8920	県内

《資料編 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式》

(4) 災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(5) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、次表知事への災害派遣要請要求の連絡場所のとおりである。

【知事への災害派遣要請要求の連絡場所】

災害派遣要請要求先			所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課				
鹿児島県	危機管理防災局	危機管理課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-(直通)286-2256	県内
〃	総務部	人事課	〃	(直通)286-2045	
〃	くらし保健福祉部	保健医療福祉課	〃	(直通)286-2656	
〃	農政部	農政課	〃	(直通)286-3085	
〃	土木部	監理課	〃	(直通)286-3483	
〃	〃	河川課	〃	(直通)286-3586	
〃	環境林務部	環境林務課	〃	(直通)286-3327	
〃	商工労働水産部	商工政策課	〃	(直通)286-2925	
〃	教育委員会	総務福利課	〃	(直通)286-5190	
〃	出納局	会計課	〃	(直通)286-3765	
〃	警察本部	警備課	〃	(代表)206-0110	

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

3 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安全、民生の復興に支障がないよう市及び派遣部隊の長と協議して行う。

《資料編 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式》

第2 自衛隊の災害派遣活動

[実施機関：自衛隊，危機管理課]

1 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

【災害派遣の活動内容】

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき，又は指定部隊等の長が必要と認めるときは，車両，航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い，被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され，避難，立退き等が行われる場合で必要あるときは，避難者の誘導，輸送等を行い，避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者，行方不明者，負傷者等が発生した場合は，通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防，護岸等の決壊に対しては，土のう作製，運搬，積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては，利用可能な消防車その他防火用具をもって，消防機関に協力して消火にあたる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し，若しくは障害物がある場合は，それらの啓開，除去にあたる。
応急医療，救護・防疫	特に要請があった場合には，被災者の応急医療，感染症予防，病虫害防除等の支援を行うが，薬剤等は，通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，救急患者医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合，航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，給食及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，入浴の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき，救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において，方面総監督が必要と認めるときは，能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては，所要の措置をとる。

《資料編 自衛隊（国分駐屯地）の派遣時使用可能器材等》

2 災害派遣部隊の自衛官の権限等

(1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第 63 条第 3 項）

イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第 64 条第 8 項）

ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第 64 条第 8 項）

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。（災害対策基本法第 65 条第 3 項）

(2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項）この場合、当該措置をとったときには、直ちに、その旨を当該措置をとった場所を指宿警察署長に通知する。

第 3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

〔実施責任：危機管理課〕

1 派遣部隊の受入体制

(1) 市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場について留意すること。（地積、出入りの便を考慮）

(2) 市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。

(3) 災害地における作業等に関しては、県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。

(4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

2 使用機材の準備

(1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き出来得る限り市において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。

(2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて県及び市において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び市に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて県及び市はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。

- (3) 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため、出来る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

4 自衛隊の受入のためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、市において次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定し、市地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

《別表第1 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地》

【ヘリコプター発着場の基準及び表示要領】

区分	条件	標準
	CH-6J (小型機)	
	HU-1B (中型機)	
	UH-60J (大型機)	
	CH-47 (大型機)	
表示要領	1 着陸点 30cm以上 2 風向指示器 60cm以上 20cm以上 2m以上	着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。 着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹流し、又は旗を立てる。 (1) 布製 (2) 風速25m/秒に耐えられる強度

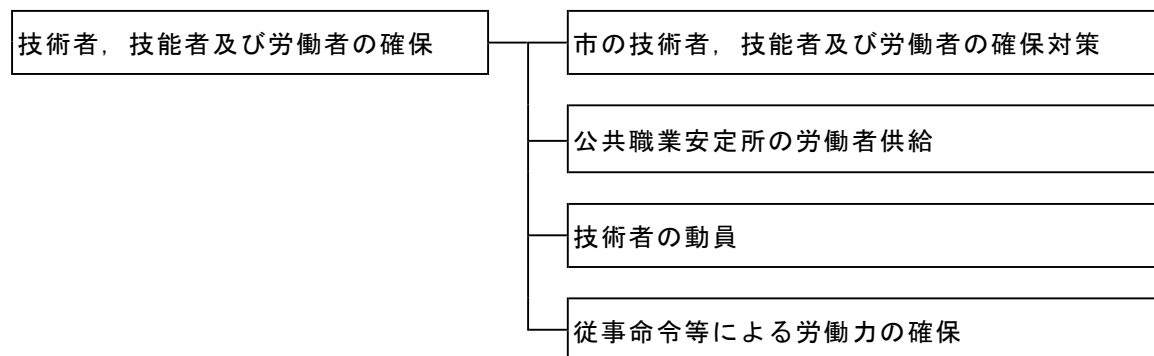
別表第1

【ヘリコプター緊急時離着陸場予定地】

名 称	所 在 地	管 理 者	連 絡 先	面積(m ²)	障 害 物 等
市営陸上競技場	東方 12000	〃	22-3511	15, 000	
丹波小学校	湯の浜 3-2-6	〃	22-3011	7, 603	
指宿小学校	西方 4692-1	〃	25-2003	11, 600	
今和泉小学校	岩本 2739	〃	25-2002	3, 311	
池田小学校	池田 3977-1	〃	26-2003	6, 635	
西指宿中学校	新西方 1534-2	〃	25-2001	11, 925	
指宿ヘリポート	新西方 2329	〃	22-2111		
総合運動場(山川運動場)	山川福元 22	〃	35-2016	5, 000	北側 体育館
大成運動場	山川成川 2990	〃	34-1111	13, 000	
旧山川小学校	山川福元 558-1	〃	22-2111	13, 000	北側 校舎
旧徳光小学校	山川岡兎ヶ水 218-1	〃	22-2111	8, 000	北側 校舎 南側 公民館
旧利永小学校	山川利永 172-2	〃	22-2111	7, 000	北側 校舎
県立山川高等学校	山川成川 3423	鹿児島県	34-0141	15, 000	
開聞運動場	開聞十町 2764	指宿市	32-3113	6, 500	北側 集会場 西側 校舎
川尻運動場	開聞川尻 4985	〃	32-2059	6, 000	北側 体育館
指宿中央家畜市場	開聞十町 2580	JA いぶすき	35-3457	2, 500	
上野運動場	開聞上野 1774-4	上野区	32-5265	4, 000	南側 電線
開聞中学校	開聞十町 2561	〃	32-2019	9, 000	南側 校舎
ふれあい公園イベント広場	開聞十町 2626	指宿市	32-5566	8, 000	

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。



第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策

〔実施責任：危機管理課，人事秘書課，商工水産課〕

1 人員の確保

市長は、技術者、技能者及び労働者の動員雇用を行う

指宿公共職業安定所長は、防災関係機関の要請により、労働者のあっせんを行う。

防災関係機関等の長は、事故の災害対策に支障を及ぼさない範囲で、技術者、技能者等を派遣して応援を実施する。市の担当者は、人事班とする。

2 労働者等確保順位

労働者の確保は、概ね次により行う。

- (1) 防災関係機関の常備労働者及び関係業者等の労働者の動員
- (2) 指宿公共職業安定所のあっせんによる労働者の動員
- (3) 防災関係機関等の応援派遣による技術者、技能者等の動員
- (4) 緊急時において、従事命令等による労働者等の強制動員

第2 公共職業安定所の労働者供給

〔実施責任：鹿児島労働局（指宿公共職業安定所）〕

1 労働者あっせん手続, 方法等

(1) 労働者あっせん手続, 方法

災害対策を実施するために必要な技術者, 技能者及び労働者の確保は, それぞれの災害対策実施機関において行うものとするが, 確保が困難な場合は, 指宿公共職業安定所に次の事項を明らかにして, 必要な人員のあっせんに依頼し, 公共職業安定所は, 災害対策実施機関の要求に応じ, 必要な労働者の紹介あっせんを行う。

ア 必要労働者数	カ 作業所の所在
イ 作業の内容	キ 残業の有無
ウ 作業実施時間	ク 労働者の輸送方法
エ 賃金の額	ケ その他の必要な事項
オ 労働時間	

(2) 賃金の額

災害対策実施機関が就労者に支払う賃金の額は, 原則として同地域における同職種に支払われる額とし, その額は, 関係機関と協議して定める。

2 労働者の輸送

災害対策実施機関は, 労働者の毎日の作業就労に際し, 労働者の住所と作業現場との距離がおおむね片道 2 km 以上ある場合は, 作業能率その他を考え, できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

災害対策実施機関による車両等の労働者輸送が困難な場合は, 交通費を支給し, 一般交通機関利用により支障のない作業就労を図る。

第3 技術者の動員

〔実施責任：災害対策実施機関, 鹿児島労働局（指宿公共職業安定所）〕

災害応急対策実施機関は, 自らの技術者確保が困難な場合は, 災害対策基本法第 29 条第 2 項の規定により, 次のとおり関係機関に必要な技術者等の応援派遣を要請し, 技術者等の確保を図るものとする。

1 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は, 次の事項を記載した文書をもって要請する。

(1) 派遣を要請する理由

(2) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) 前各号に掲げるもののほか, 職員の派遣について必要な事項

2 市長が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣あっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- (1) 派遣あっせんを求める理由
- (2) 派遣あっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

3 1 以外について、災害対策実施機関の関係機関に対する職員派遣要請手続き

1 の関係以外で災害対策実施機関が関係機関に対し、職員の派遣を要請する場合の手続きは1に準ずるものとする。

第4 従事命令等による労働力の確保

[実施責任：第十管区海上保安本部，県警察，危機管理課，土木課，市民福祉部]

1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者，水防団長 消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	知事
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令	災害対策基本法第71条	知事
災害応急対策作業(全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市町村長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官，海上保安官
災害応急対策作業(全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助，災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	① 医師，歯科医師又は薬剤師 ② 保健師，助産師又は看護師，准看護師，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士，救急救命士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工，左官又はとび職 ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥ 鉄道事業者及びその従業者

	⑦ 軌道経営者及びその従業者 ③ 自動車運送事業者及びその従業者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者
災害救助，災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町村長，警察官，海上保安官の従事命令）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者，その事物の管理者その他関係者

3 従事命令等の執行

（１）知事の従事命令等執行に際し，災害救助法が適用された場合の救助に関するものは，災害救助法に基づく従事命令等を発令し，災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは，災害対策基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお，災害救助法に基づく従事命令等の発令は鹿児島県危機管理防災局危機管理課が担当し，災害対策基本法に基づくものは鹿児島県危機管理局危機管理課及び災害対策課が担当する。

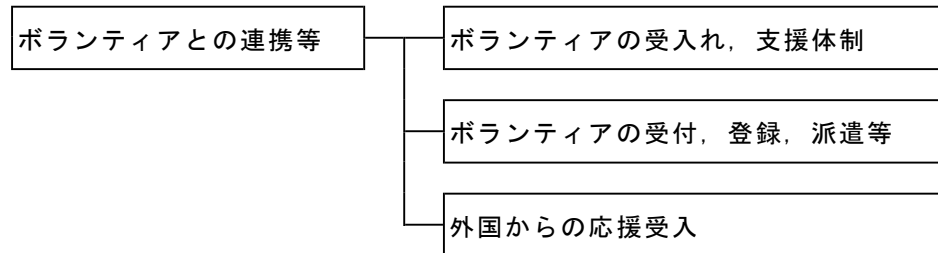
（２）知事（知事が市長に権限を委任した場合を含む。）の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお，その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には，令書の交付は必要としない。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、県、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備を行う。



第1 ボランティアの受入れ、支援体制

〔実施責任：日本赤十字社，社会福祉協議会，危機管理課，地域福祉課，長寿支援課，関係機関等〕

1 ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社指宿市地区，市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

(1) 災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、市等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

(2) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

なお、他地域市町村社会福祉協議会等は近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

第2 ボランティアの受付，登録，派遣

〔実施責任：社会福祉協議会，地域福祉課，長寿支援課，ボランティア関係協力団体〕

ボランティア活動希望者の受入れにあたっては，災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付，登録を行い，活動内容等について，救援対策本部，近隣支援本部，ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際，ボランティア活動保険未加入者に対しては，紹介，加入に努める。

なお，県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては，鹿児島県社会福祉課が総合窓口となり災害ボランティアセンター等に引き継ぎ，登録等を行う。

第8節 災害警備体制

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報収集に努め、県民の生命、身体及び地域の安全確保を第一義とした迅速かつ的確な災害警備活動を行うものとする。

第1 警備体制の確立

〔実施責任：県警察〕

1 災害警備本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模・態様に応じて、体制を構築するものとする。

2 部隊の編成

県警察は、1の体制に応じて、必要となる部隊を編成するものとする。

3 非常参集等

県警察職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを認知した場合は、直ちに非常参集し、又は所属に連絡して指揮を受けて応召するものとする。

4 職員等の安否確認

大規模災害が発生したときは、警察職員及び家族の安否について掌握するものとする。

第2 災害発生時における措置

〔実施責任：県警察〕

1 情報の収集及び報告

市外警備本部棟を設置すべき災害が発生した場合、速やかに被害状況等を警察庁及び九州管区警察局に報告するとともに、その後判明した被害情報については、逐次報告するものとする。

2 情報連絡員（リエゾン）の派遣

災害初期の段階で、県災害対策本部及び発災地域を所管する市災害対策本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、自治体及び自衛隊、海上保安庁、消防機関等各関係機関との情報共有及び自治体等との連絡調整を行わせるものとする。

3 住民の避難誘導

市長が避難移管する準備情報を発表し、避難指示を発令した場合において、市長からの支援要請を受け、又は支援の必要を認めるときは、警察官を出動させ、避難情報の伝達や地域住民の避難誘導等必要な支援にあたるものとする。

4 救出救助活動等

災害発生当初の72時間が救出・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を被災状況に応じて集中・重点的に配分するものとする。

救出救助活動に際し、マスク着用等による感染症対策を徹底するものとする。

5 緊急交通路の確保

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたるものとする。

6 死体の検視及び身元不明死体の身元特定

多数死体の検視等を実施する際は、関係機関と協力し、必要に応じて他都道府県警察に救助要求するなどして、要員、場所等を確保するとともに、医師等と連携し、適正に死体観察を行うものとする。

7 安否不明者等の搜索及び調査

安否不明者について警察官による調査や関係機関との情報共有等により早急に把握するとともに、被害状況及び安否不明者情報に基づき、必要な創作部隊を編成し、要救助事案現場において搜索にあたるものとする。

8 優先度が高い業務の継続及び警察機能の移転

災害警備活動と同時に優先度が高い業務の選定と業務体制やバックアップ体制の確保を行わなければならない。

また、機能を果たすことが困難となった警察施設については、代替施設への移転による警察機能の確保を行うものとする。

【指宿警察署代替施設】

代替施設	所在地	備考
メディポリス指宿施設一部	指宿市東方4423	令和3年1月 株式会社 新日本科学と協定締結

第3 事態安定期における措置

〔実施責任：県警察〕

1 警察施設の復旧

警察機能を果たすための警察組織の重要性を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ることとする。

2 暴力団排除活動の徹底

復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握と取締りに努めるとともに、関係行政機関、被災自治体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

3 被災地域における社会秩序の維持

被災地域の復旧・復興の初期段階から社会秩序と治安の維持に努めるものとし、所要の体制を整備したうえで、おおむね次の活動を推進するものとする。

(1) 治安維持機能の回復

- ア 被災地域における犯罪情勢の把握
- イ 被災地域における広報啓発活動・相談活動
- ウ 警戒区域における警戒警備
- エ 避難所巡回パトロール
- オ 大量拾得物への適切な対応

(2) 災害に便乗した犯罪の取締まり

- ア 無人となった住宅・店舗、ATMに対する防犯対策
- イ 災害に便乗した各種事件等への対応

4 災害復旧及び復興対策への協力

(1) 交通規制の実施

交通状況、道路状況等を考慮し、かつ、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制の実施及び解除を行うこととする。

(2) 支援活動への協力

自発的支援活動（ボランティア活動）が円滑に行われるための支援活動に協力することとする。

5 その他必要な警察措置

(1) 被災者の支援

被災者に対する情報伝達活動、臨時相談所の設置等による警察相談への対応を図るものとする。

(2) 計画停電への対応

(3) 被災地域における警衛・警護体制の確保

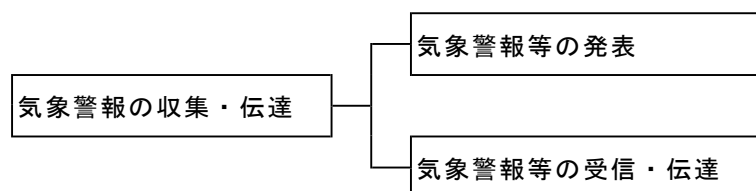
第2章 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような警戒避難期の応急対策について定める。

第1節 気象警報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、県、市及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



第1 気象警報等の発表

〔実施責任：鹿児島地方気象台〕

特別警報・警報・注意報、気象情報等及び火災気象通報・火災警報は次により、それぞれの担当機関が発表し、解除するものとする。ただし、気象情報の解除は行わない。

なお、担当機関は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報に区分して発表し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

〔実施責任：鹿児島地方気象台〕

(1) 特別警報・警報・注意報の発表

ア 発表機関

特別警報・警報・注意報は、次の気象官署が各担当区域について発表する。

担当気象官署	担 当 区 域
鹿児島地方気象台	鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く）
名瀬測候所	大島支所管内及び鹿児島郡のうち十島村

イ 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同 暴風が吹くと予想される場合
高 潮	程度の温帯低気圧により 高潮になると予想される場合
波 良	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※ 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ウ 警報の種類及び発表基準

（令和6年5月30日現在）

種類	発 表 基 準	
大雨警報	浸水害	表面雨量指数基準 25
	土砂災害	土壌雨量指数基準 175
洪水警報	流域雨量指数基準	二反田川 13.7
暴風警報	平均風速	陸上 20m/s
		海上 20m/s
暴風雪警報	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う
		海上 20m/s 雪を伴う
大雪警報	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ 10cm
		山地 12時間降雪の深さ 15cm
波浪警報	有義波高	6.0m
高潮警報	潮位	2.2m

エ 注意報の種類及び発表基準

種類	発 表 基 準	
大雨注意報	表面雨量指数基準	18
	土壌雨量指数基準	115
洪水注意報	流域雨量指数基準	二反田川 10.9
	複合基準	表面雨量指数 14, 流域雨量指数 10.5
強風注意報	平均風速	陸上 12m/s
		海上 12m/s
風雪注意報	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う
		海上 12m/s 雪を伴う
大雪注意報	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ 3cm
		山地 12時間降雪の深さ 5cm
波浪注意報	有義波高	2.5m
高潮注意報	潮位	1.9m
雷注意報	落雷等により被害が予想されるとき	

種類	発 表 基 準		
	濃霧注意報	視程	陸上
海上			500m
乾燥注意報	最小湿度 40%で実効湿度 65%		
なだれ注意報	積雪の深さが 100 cm以上で次のいずれか ①気温 3℃以上の好天 ②低気圧等による降雨 ③降雪の深さ 30 cm以上		
低温注意報	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上 続くと予想される場合		
	冬期：海岸地方で最低気温 - 4℃以下、内陸部で最低気温 - 7℃以下		
霜注意報	11月 30日までの早霜、3月 10日以降の晩霜：最低気温 4℃以下		
着氷・着雪注意報	大雪注意報・警報の条件下で、気温 - 2℃～ 2℃、湿度 90%以上		
記録短時間大雨情報	1時間雨量	120 mm以上	

※ 発表基準欄に記載した数値は、鹿児島県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

※ 注意報・警報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され、新たな注意報・警報に切り替えられる。

※ 有義波高とはある地点で連続して観測される波のうち、高い方から順に 1 / 3 個までの波について平均した波をいう。

※ 平地とは標高 200m 以下の地域、山地とは、標高 200m を超える地域をいう。

(2) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を開設する場合等に発表する。

数年に一度の短時間の大雨（鹿児島県：1時間 120 mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）をし、かつ、大雨警報中にキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、直ちに「鹿児島県（奄美地方除く）記録的短時間大雨情報」「奄美地方（鹿児島県）記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同じに検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に厳しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する鹿児島県（奄美地方を除く）気象情報」「顕著な大雨に関する奄美地方（鹿児島県）気象情報」を発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で警戒レベル 4 相当以上の状況で発表する。

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が ある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報において「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、この情報は心構えを一段高めることを目的とする。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせて活用し、大雨災害に対する危機感を早めにもって、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが考えられる。

雨を要因とする特別警報を発表した時には、その後速やかに、その内容を保管するため「記録的な大雨に関する〇〇県気象情報」、「〇〇地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報を発表する。

ア 担当気象官署と担当区域

担当気象官署と担当区域は次のとおり

担当気象官署	担当区域
鹿児島地方気象台	鹿児島県（名瀬測候所の担当区域を除く）
名瀬測候所	大島支所管内及び鹿児島郡のうち十島村

2 土砂災害警戒情報の発表

〔実施責任者：鹿児島地方気象台、県土木部砂防課〕

鹿児島地方気象台及び鹿児島県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より嚴重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策法の推進に関する法律により、鹿児島地方気象台と県が共同で作成・発表する。

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、鹿児島県内すべての市町村を発表対象とする。

(4) 土砂災害警戒情報の作成

市の防災上の判断を迅速かつ確に支援するため、県は分かりやすい文章と図を組み合わせで作成する。（付図1参照）

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、2時間先の予測時間雨量が土砂災害発生危険基準（以下、「CL」という）を超過した場合（危険度レベル2）、鹿児島地方気象台（以

下「気象台」という)と鹿児島県土木部(以下、「鹿児島県」という)で共同発表する。(危険度レベル3, 4においても発表する。)(付図2参照)

ただし、付図3に示す、除外されたメッシュ(1km×1km)では、大雨警報(土砂災害)及び土砂災害警戒情報の発表はされない。

付図4に土砂災害警戒情報の監視基準を示す。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、気象台と鹿児島県は基準の取扱いについて協議するものとする。

イ 解除基準

解除基準は、付図2で示す基準について、60分間積算雨量と土壌雨量指数がCLを下回り、かつ短期間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、気象台と鹿児島県が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

(6) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、土石流や集中的に発生するがけ崩れによる土砂災害を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等は発表対象としていないことに留意すること。

イ 市長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を避難指示等の発令の基本とし、更に避難対象を絞り込む等が必要となる場合は、河川砂防情報システムによる危険度レベル(レベル1, 2, 3, 4)、気象庁の防災情報提供システムや気象庁のホームページの土砂キキクル(危険度分布)なども併せて判断すること。

ウ 県内では、雨が降り止んでから時間をおいて発生する大規模な土砂災害の事例があり、土砂災害警戒情報が解除された後も土砂災害が発生することがある。

そのため、避難指示等の解除にあたっては、現地の状況などを総合的に判断することが重要である。

付図 1

土砂災害警戒情報例

鹿児島県土砂災害警戒情報 第 号

令和 年 月 日 時 分

鹿児島県 鹿児島地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

鹿児島市 鹿屋市 枕崎市 指宿市 日置市 南さつま市 南九州市 錦江町 肝付町

【警戒解除地域】

薩摩川内市 いちき串木野市 始良市 さつま町

【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4 相当情報 [土砂災害]】。崖や川の近くなど土砂災害の発生するおそれのある地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。

【補足情報】

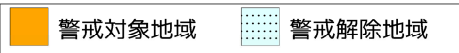
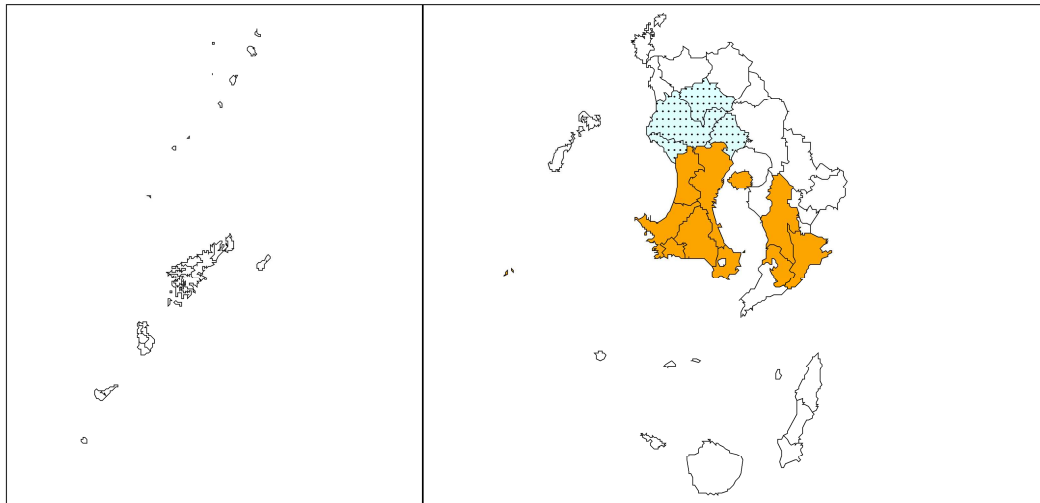
危険度の分布は、鹿児島県や気象庁のホームページ等で確認できます。

鹿児島県「鹿児島県河川砂防情報システム」

<http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp>

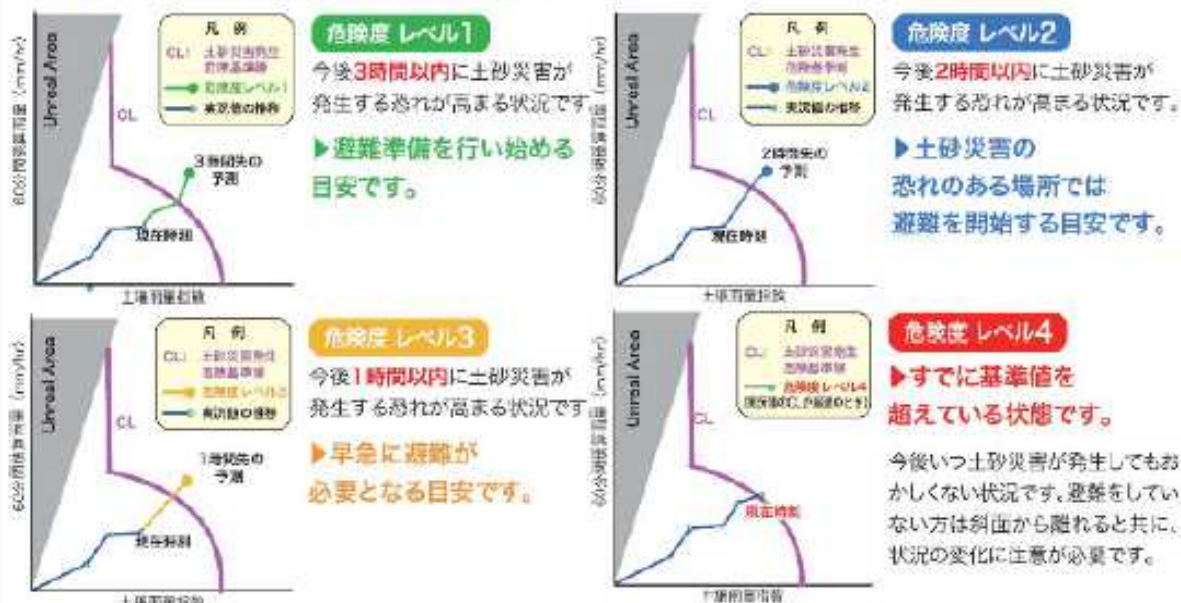
気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

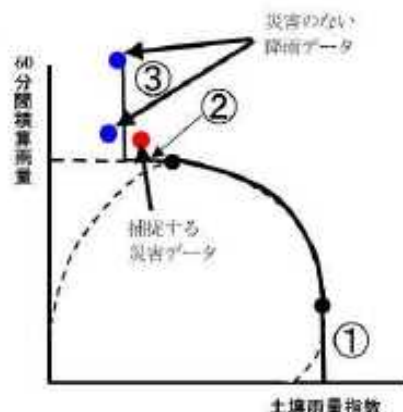


問い合わせ先
099-286-3618（鹿児島県土木部砂防課）
099-250-9913（鹿児島地方気象台）

付図2 土砂災害警戒情報の発表及び解除基準



注1) いずれの市町村についても①最大土壌雨量指数となる60分間積算雨量値以下の60分間積算雨量範囲については当該最大土壌雨量指数値を、②最大60分間積算雨量値となる土壌雨量指数値以下の土壌雨量指数範囲については当該最大60分間積算雨量値をその基準とする。ただし、③土壌雨量指数の下限値を定め、それに満たない土壌雨量指数範囲については土砂災害警戒情報の対象から除く。
注2) 土壌雨量指数下限値の設定
先行降雨のほとんどない夕立等、60分間積算雨量の立ち上がり早い降雨については、簡易基準を超過しても災害非発生降雨となり、空振りが頻発することが予想される。
これを回避する目的として、土壌雨量指数の下限比率を付図4の市町村毎の表のとおり設定する。



付図3 除外メッシュのイメージ図

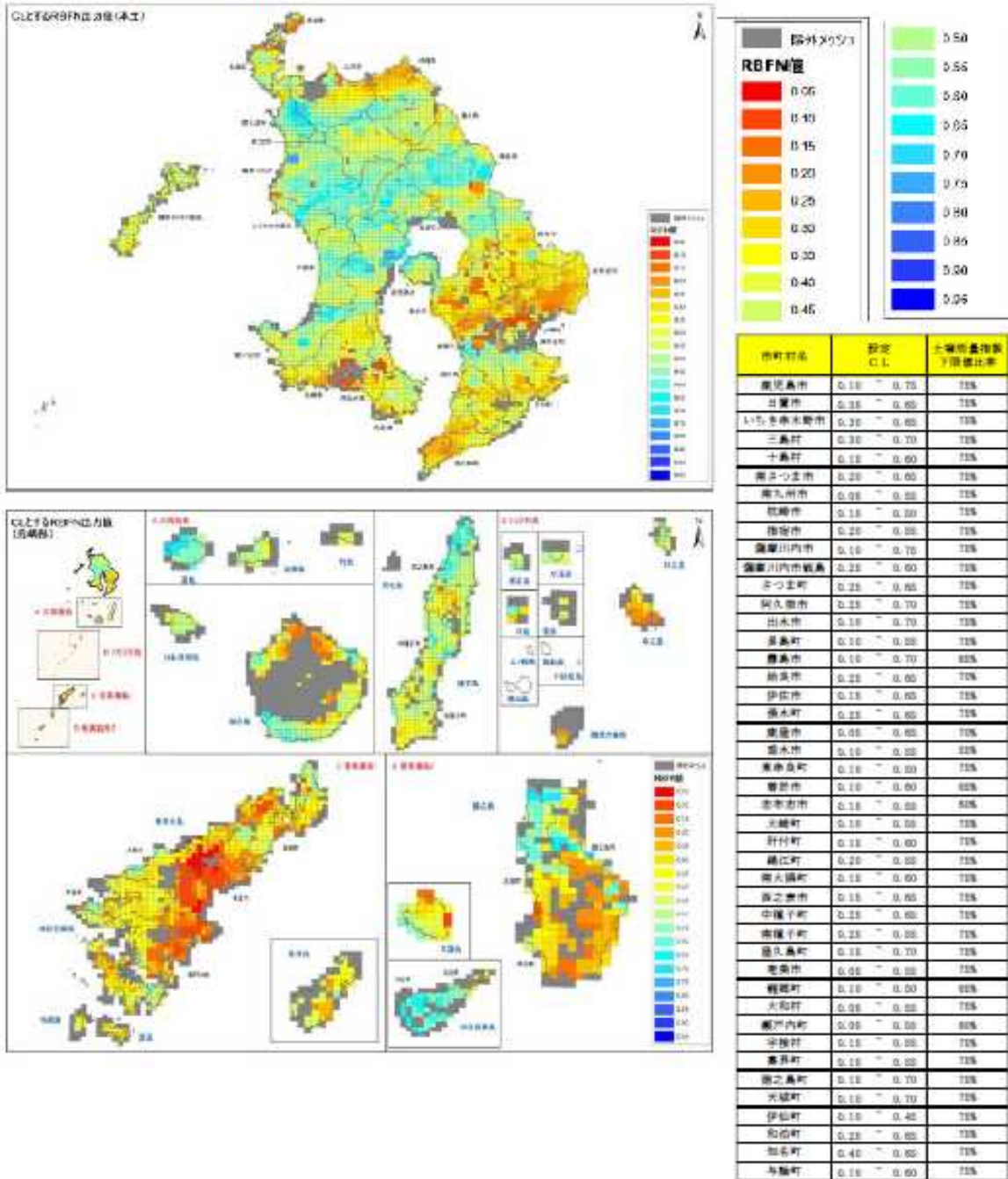


・灰色部分が除外するメッシュ

【除外メッシュ設定の考え方】

土砂災害警戒区域、砂防三法、過去に災害履歴や観光地、重要交通網等が含まれていない土砂災害の危険性が認められないメッシュを設定

付図4 土砂災害警戒情報の監視基準



3 火災気象通報及び火災警報の発表

(実地責任：鹿児島地方気象台，危機管理課，指宿南九州消防組合)

(1) 火災気象通報

ア 発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは，消防法に基づいて鹿児島地方気象台長が，気象状況が火災予防上危険であると認めるときに，その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は，その通報を受けたときは直ちに，それを市長に通知しなければならない。

イ 発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は次のとおり。

担当気象官署	火災気象通報の基準
鹿児島地方気象台	乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一とする。なお，陸上を対象とした強風注意報の発表が予想され，火災気象通報基準に該当する全ての地域・時間帯で，降水（降雪を含む）が予想される場合は，火災気象通報に該当しない。

(2) 火災警報等

ア 火災警報の発表機関及び発表基準

火災警報は，市長が火災気象通報の伝達を受けたとき，又はその他によって気象状況を知ったときその地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

空気が乾燥し，かつ，風の強いとき等で，火災の危険が予想されるとき市が発表するものとし，具体的発表基準は次のような気象状況を考慮する。

(ア) 実効湿度 65%以下または最小湿度が 35%以下に下がる見込みのとき

(イ) 平均風速が 12 メートル以上の風が吹く見込みのとき

イ 林野火災注意報及び林野火災警報の発表機関及び発表基準

林野火災注意報は，市町村長が林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に発令する。

火災警報のうち林野火災警報は，市町村長が林野火災の予防上危険な気象状況になった際に発令する。

【林野火災注意報の発令指標の設定例】

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

① 前 3 日間の合計降水量が 1 mm 以下 かつ 前 30 日間の合計降水量が 30 mm 以下

② 前 3 日間の合計降水量が 1 mm 以下 かつ 乾燥注意報が発表

【林野火災警報の発令指標の設定例】

林野火災注意報の発令指標に加え，強風注意報が発表されている場合

4 津波警報・注意報。津波予報の発表

(1) 津波警報・注意報

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波 予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m, 4m, 6m, 8m, 10m以上
	津波 予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m, 2m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

(注) 1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波予報

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されないとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

第2 気象警報等の受信・伝達

[実施責任：鹿児島地方気象台，危機管理課，教育委員会，関係機関等]

1 気象警報等の受信・伝達

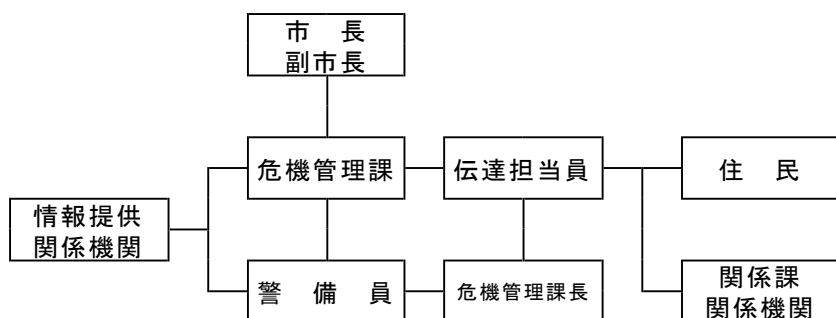
(1) 市における措置

市長は、警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに警報等の連絡を受けたときは、市地域防災計画の定めるところによりすみやかに所在官公署及び住民に周知徹底させる。この場合、要配慮者施設への伝達に配慮する。

ア 関係機関から通報される気象予報、警報等の情報等（以下この節において「警報等」という。）は危機管理課が、勤務時間外は警備員が受領する。危機管理課における受領担当員（伝達担当員を兼ねる。）は、消防防災係とする。

イ 警備員は警報等を受領した場合は、直ちに危機管理課長に伝達するものとする。警報等を受領した危機管理課長は、災害の発生のおそれがあると予想した場合は担当員に連絡するとともに市長及び副市長に報告するものとする

ウ ア、イにより警報等を受信した伝達担当員は、直ちに庁内各課（勤務時間外は関係課長）に庁内放送及び防災行政無線等により周知させるとともに、関係機関、住民等に対し、次により伝達周知させるものとする。



(2) 関係機関等及び住民に対する伝達

関係機関等及び住民、団体に対しては、指宿市防災行政無線及びその他の通信手段により広報・伝達する。

(3) 教育委員会等の学校に対する伝達

(2) により警報等を受領した市教育委員会は、市内各小・中・高等学校等に伝達するものとする。

2 近海地震津波に対する自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても津波が襲来するおそれがある。したがって、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは

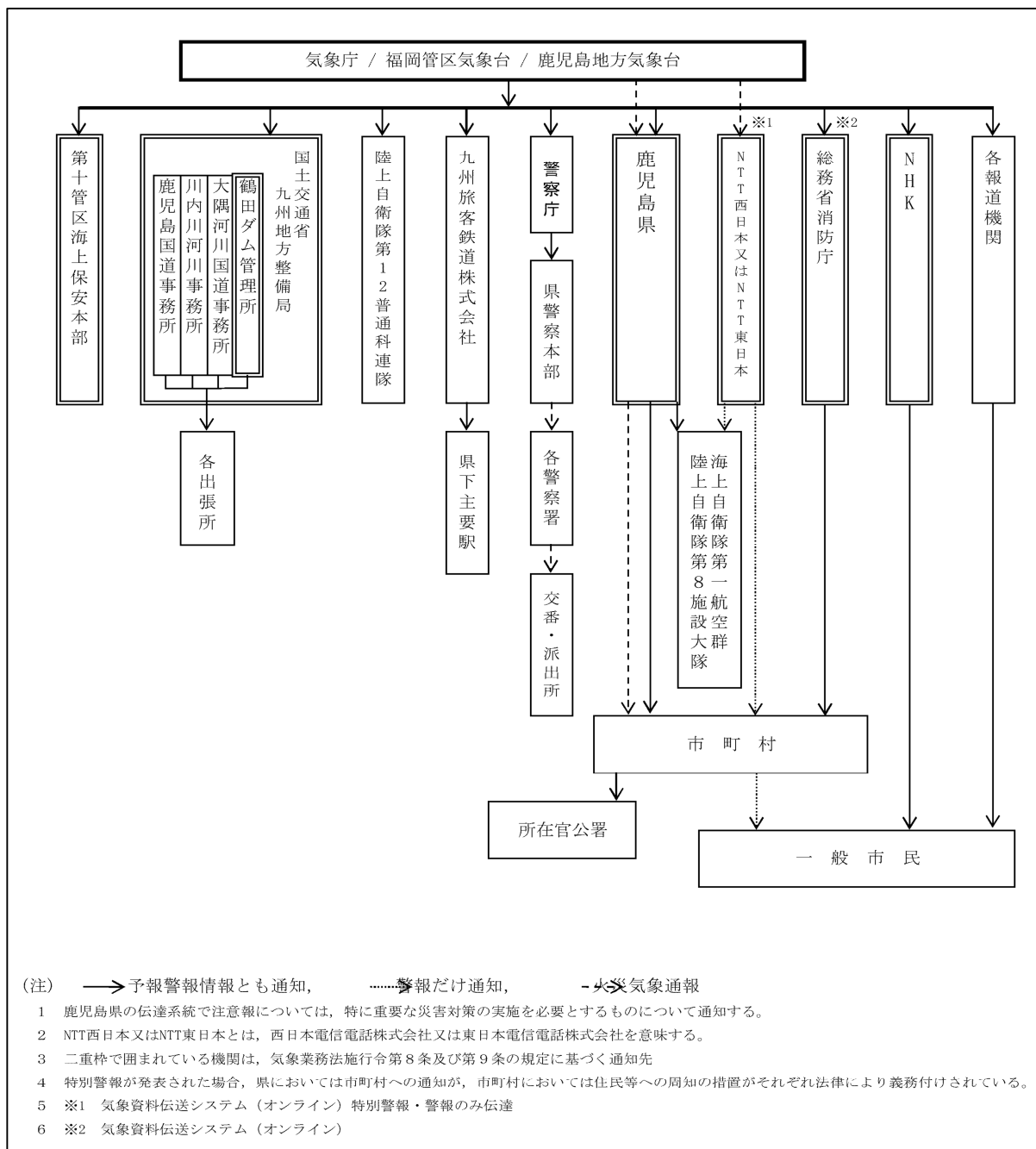
(1) 海浜にある者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

(2) 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示するものとする。

3 気象予・警報、情報等の伝達系統

各気象予・警報・情報等の伝達系統は、別表第1に示すとおりである。

別表第1【気象予・警報、情報等の伝達系統（県本土系）】



4 気象予・警報、情報等の種類と伝達方法

(1) 鹿児島地方気象台、名瀬測候所が通知する予・警報・情報等の種類と伝達方法及び形式は別表第2に示すとおり。

別表第2【鹿児島地方気象台，名瀬測候所が通知する予・警報情報等の種類と伝達方法及び形式】

担当官署	種類 通知先	特別警報・警報						注意報						火災気象 通報	情報	伝達方法	特別警報・ 警報・注意 報の伝達形 式
		暴風 または 暴風雪	大雨	大雪	高潮	洪水 *2	波浪	強風 または 風雪	大雨	大雪	高潮	洪水	波浪				
鹿児島 地方 気象 台	NTT西日本又は東日本	○*	○*	○*	○*	○*	○*									オンライン	全文
	鹿児島県	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○*1	○	防災情報提 供システム	〃
	第十管区海上保安本部	○*	○*	○*	○*	○*	○*									気象情報伝 送システム	〃
	鶴田ダム管理所	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	NHK鹿児島放送局	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	鹿児島県警察本部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	防災情報提 供システム	〃
	川内川河川事務所・大 隅河川国道事務所・鹿 児島国道事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
名瀬 測候 所	NTT西日本又は東日本	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1									オンライン	〃
	鹿児島県	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○	○	○	○	○	○	○*1	○	防災情報提 供システム	〃
	奄美海上保安部	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1									気象情報伝 送システム	〃
	NHK鹿児島放送局	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○	○	○	○	○	○		○	気象情報伝 送システム	〃

- (注) 1. 災害時及び通信障害時においては、伝達先の機関において気象官署に職員を派遣する等の方法によって、防災気象情報（特別警報・警報・注意報を含む）の確保に努めるものとする。
2. *印の警報は受信担当者の確認操作により、受領証を気象官署に返信するものとする。
3. 水防活動用気象警報・注意報，水防活動用高潮警報・注意報，水防活動用洪水警報・注意報，それぞれ大雨特別警報・警報・注意報，高潮特別警報・警報・注意報，洪水警報・注意報をもって代えるものとする。
4. *1は鹿児島地方気象台を經由し，対象機関に通知される。
5. *2の洪水は，警報のみ（特別警報なし）
6. *3警報のない注意報（雷，融雪，濃霧，乾燥，なだれ，低温，霜，着氷・着雪）

5 雨量に関する情報等の伝達

(1) 気象警報が発表された場合、県は鹿児島地方気象台等から得た雨量に関する情報について、気象警報等の伝達経路に準じ、各地域振興連絡協議会長、支所長、関係市町村長、関係消防本部等へ伝達するものとする。

(2) 市は、県から雨量に関する情報等の伝達を受けた時は、すみやかに所在官公署及び住民への周知を図る。

この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮するものとする。

6 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 鹿児島地方気象台は気象業務法第15条により大雨警報、第15条の2により大雨特別警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨特別警報・警報を開設する気象情報の一つとして関係機関に伝達する。県までの伝達経路は大雨特別警報・警報の伝達経路と同様である。

県は災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）、第55条（県知事の通知等）及び土砂災害防止法第27条により市長に周知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

ア 県と鹿児島地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表した場合、鹿児島地方気象台は気象庁防災業務計画に基づき土砂災害警戒情報を通信施設等により、県危機管理防災局災害対策課等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。また、県砂防課は必要な機関に伝達する。

イ 県危機管理防災局災害対策課は県地域防災計画に基づく大雨特別警報・警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を専用通信施設等により伝達する。

ウ 市は、市地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

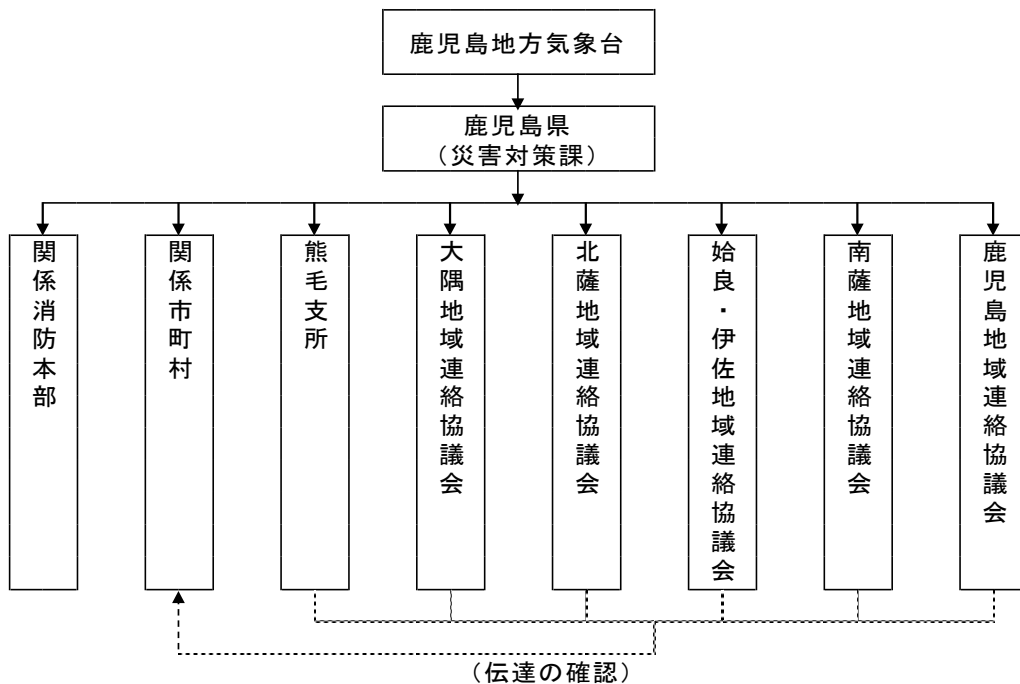
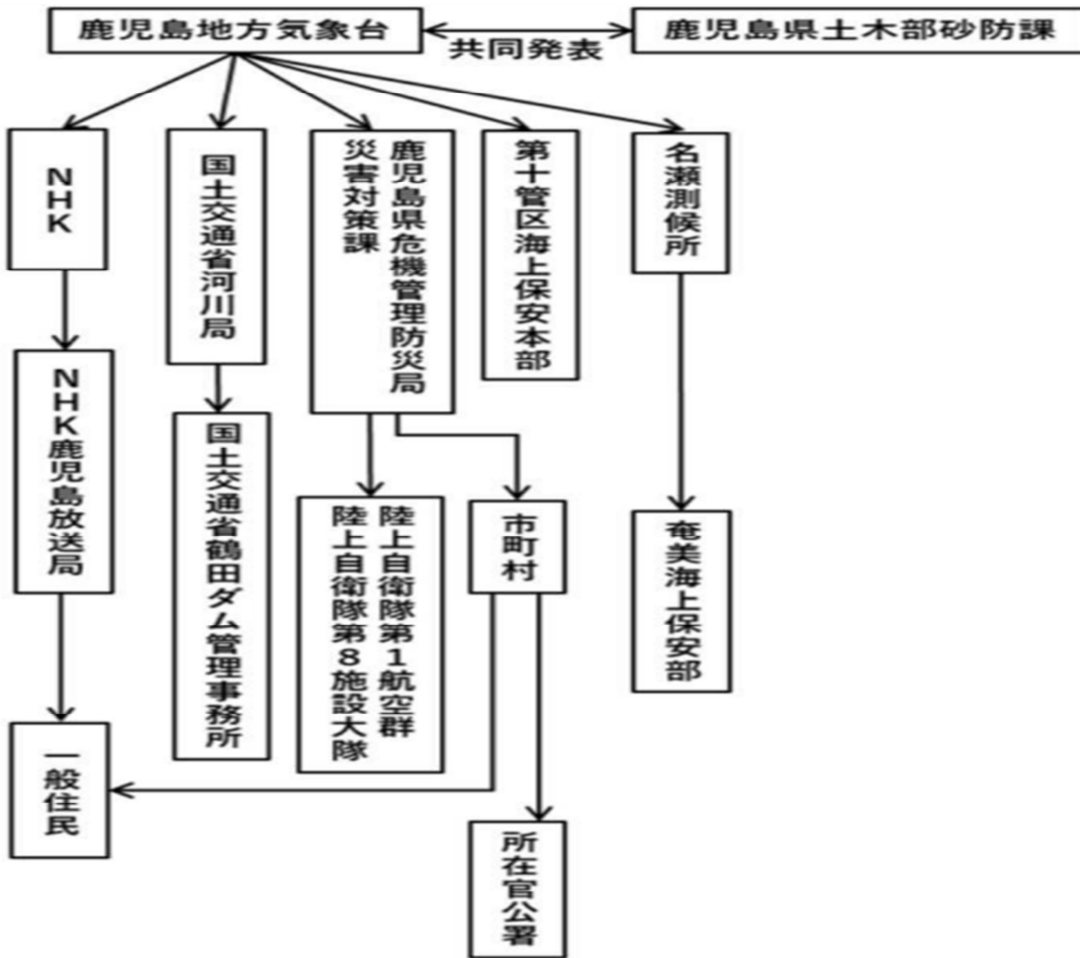
エ その他の関係機関は必要な伝達等の措置を執る。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当官署
NHK 鹿児島放送局	専用回線	鹿児島地方気象台
国土交通省鶴田ダム管理所		
鹿児島県危機管理防災局災害対策課		
第十管区海上保安部		
奄美海上保安部	専用回線	鹿児島県危機管理防災局災害対策課
地域振興局・支所、市町村、消防本部		

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

【土砂災害警戒情報の伝達系統図】

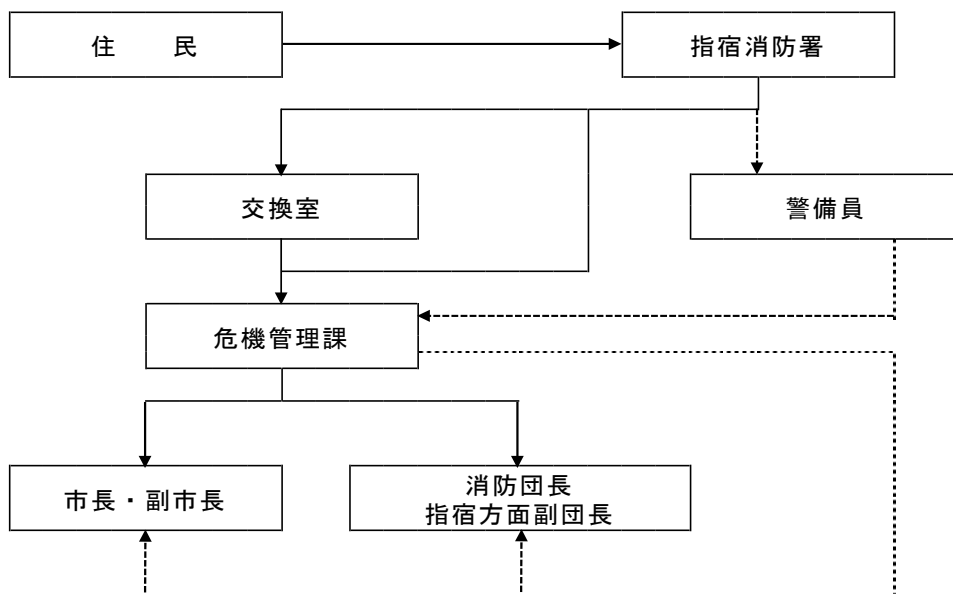


6 火災の場合の伝達方法

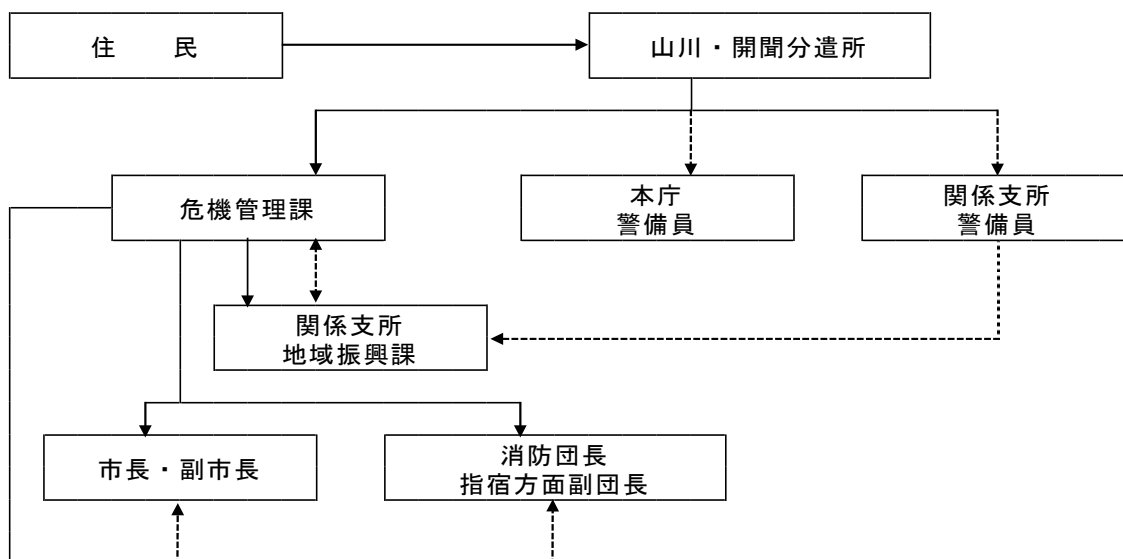
- (1) 火災のサイレン信号及び鎮火信号等は，市防災行政無線で吹鳴する。
- (2) 建物火災の通報を受けた場合は，指宿南九州消防組合との協議に基づきサイレンを吹鳴させ，これにより分団は出動する。
- (3) 林野火災等の通報を受けた場合は，状況に応じて分団を出動させる。

【火災の場合の伝達系統図（点線は勤務時間外）】

1 指宿消防署管内



2 山川開聞分遣所管内



第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、市民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を市や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。



第1 災害情報等の収集・伝達

〔実施責任：危機管理課，農政課，耕地林務課，商工水産課，土木課，健康増進課，地域福祉課，教育委員会，水道課，地域振興課，市民福祉課〕

1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力をに基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数，生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数，行方不明者の数を含む。）
- イ 住家被害（全壊，倒壊，床上浸水等）
- ウ 津波・高潮被害状況（人的被害状況，倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数，又は出火状況
- カ 三次災害危険箇所（土砂災害危険，高圧ガス漏洩事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路，港湾，漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気，電話，ガス，水道，下水道施設被害）
- ケ 避難状況，救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

(2) 災害情報等の収集

ア 市による情報収集

- ① 市職員は，原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は急を要する場合は，電話，無線等による通報によるほか，バイク，自転車，徒歩等の手段による登庁後の報告による。一般の市職員の場合も，参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し，その結果を参集後，本部へ報告する。
- ② 市における被害区分の調査収集は，関係被害ごとに次のとおり各課において分担し，関係機関及び関係団体の協力を得て実施するものとする。なお，被害状況の調査にあたっては，被害の程度により調査班の編成を決定するものとする。

被害区分	担当		協力団体等
	部・課	責任者	
人，住家，非住家，公共建物(学校を除く)	地区調査職員 地域振興課	総務部長	行政事務連絡員
農作物，畜産，耕地関係，山林関係	農政課 耕地林務課	農水商工観光部長	農業協同組合，農業共済組合，森林組合
電気，通信，電力関係 商工，水産，船舶関係	企画政策課 商工水産課	総務部長 農水商工観光部長	九州電力，NTT，漁業協同組合，商工会
土木関係	土木課	建設部長	行政事務連絡員
教育関係	教育委員会	教育部長	各学校
衛生関係	健康増進課	市民福祉部長	保健所
上下水道関係	水道課	水道課長	行政事務連絡員
社会福祉施設関係	地域福祉課 市民福祉課	市民福祉部長	社会福祉施設職員

イ 県による情報収集

- ① 災害現場への派遣職員は、指定された区域で人命危険情報を収集し、収集した情報は、現地からの無線、電話通報又は、庁舎への参集後の報告による。その他の職員が参集途上で把握した情報については、市一般職員と同様の方法による。
- ② 県は、市、各対策部、各対策支部及び防災関係機関等からの被害情報等の報告によるほか、災害対策本部室の機能を活用して、以下の情報を迅速かつ的確に収集する。
 - ・ 気象警報、台風情報、積算雨量、アメダス降水量等の情報
 - ・ 震度情報ネットワークによる震度情報及び各種の被害情報
 - ・ 県内主要河川の水位、雨量等の情報
 - ・ 土砂災害警戒区域等の警戒避難に資する雨量等の情報
 - ・ 道路情報総合システムによる県内主要道路の通行規制情報等
 - ・ 屋上監視カメラによる鹿児島市街地や県庁周辺の被災状況等
 - ・ 県消防・防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターテレビによる被災地の状況等
 - ・ モバイル映像電送システムによる防災現場の状況等
 - ・ 防災地図情報システムによる防災情報の活用

ウ 警察本部による情報収集

警察の警備活動や住民からの通報により把握された人命危険情報を警察本部で集約し、市災害対策本部に報告する。

(3) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア 市における報告情報の集約

市本部において、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

イ 市から県等への報告

県は、市からできるだけ早期に被害概況に関する報告を受ける。

特に、災害規模の把握のための市から県等への報告は以下を目標に実施する。

なお、市から県への被災状況の報告ができない場合や、県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し、県及び指定行政機関は、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る県の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努める。

① 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

- ・ 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）
- ・ 勤務時間内（災害発生直後）

② 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、出来る限り早く報告する。なお、この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

③ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統（図3.2.2.1参照）及び方法を用いる。

- ④ 市は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ 県における情報の共有

市等から報告された人命危険情報は、災害対策課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）において、整理・分析し、県域にかかる広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示の必要性、災害救助法の適用のための判断材料とする。

また、これらの情報は、本部対策会議、連絡員会議、本部連絡班において共有化を図り、適宜職員に対して徹底し、活動に統一性を与える。

エ 人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和4年5月13日策定、令和5年3月31日一部見直し）に基づき市等と連携の上、行方不明者等の氏名を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

（4）災害情報等を収集するにあたっての留意事項

ア 県は、発災初期の情報収集にあたっては、震度情報ネットワークシステム等により災害対策本部室に集められた各地の震度情報、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など、被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 県、市及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

（1）災害情報等の報告系統

ア 市長は、管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

イ 県知事は、市長、関係機関の協力のもとに、県総合防災システム及び国の総合防災システム（SOBO-WEB）等も活用して県域の災害情報等を収集・把握し、県内の防災関係機関に関係情報を通報するとともに、重要かつ緊急な情報について消防庁に報告する。被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は、次のとおりである。

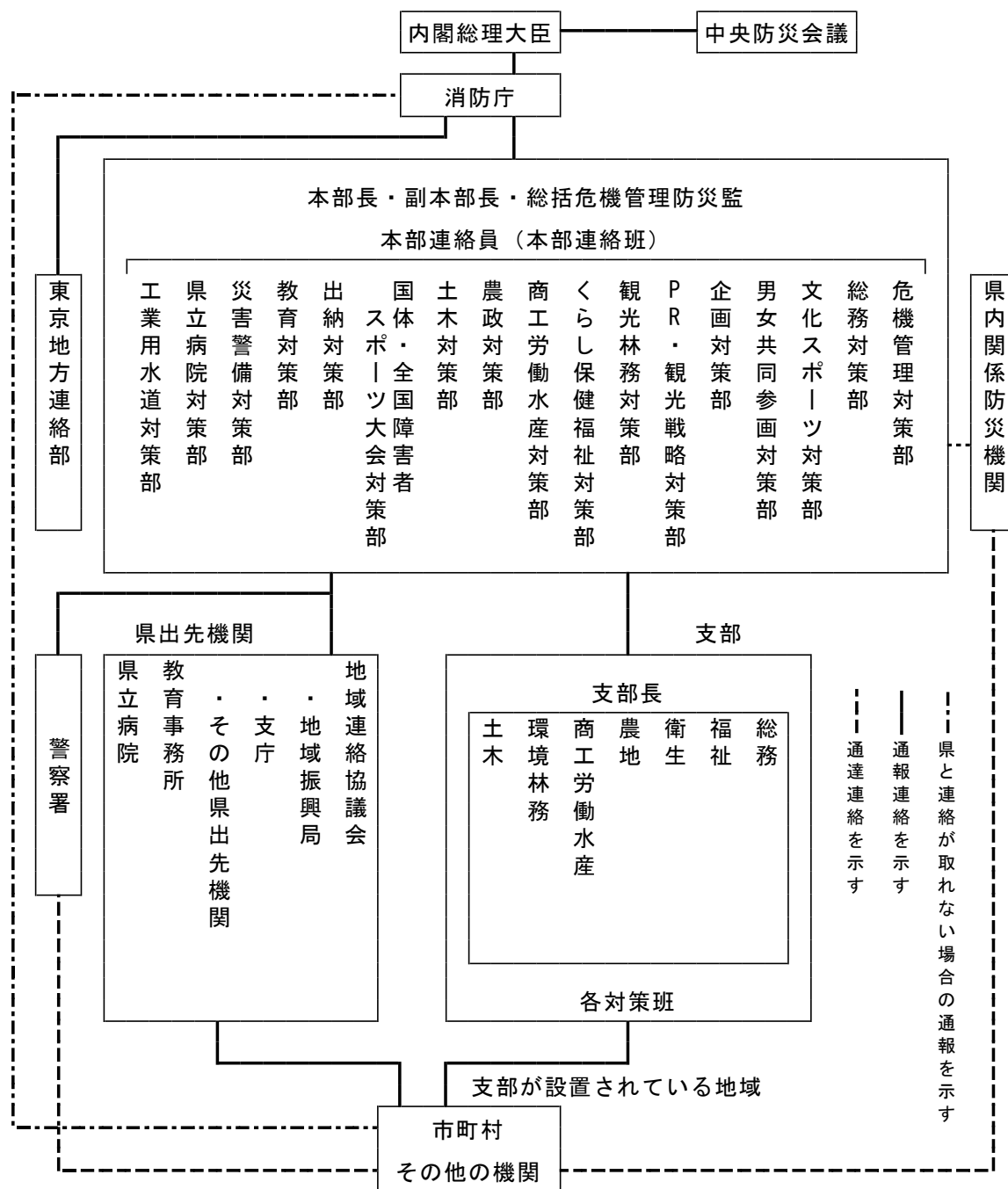
また、消防庁に連絡した情報については、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して、関係省庁に連絡する。

県は、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

なお、指定行政機関は、通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努める。

区分		平日（９：３０～１８：１５） ※応急対策室	左記以外 宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	8-90-49013	8-90-49102
	FAX	8-90-49033	8-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	FAX	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

【災害情報等収集報告系統図（図3.2.2.1）】



(注) 1. 緊急を要する場合は、本系統によらず、直ちに必要な機関に緊急報告、通報することができる。

2. 災害対策本部が設置されない場合も、本部設置後の系統に準じ、報告、通報することができる。

(2) 災害情報等の種類及び内容

ア 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

- ① 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの

- ② 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- ③ 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの
- ④ 災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

イ 災害報告の基準

県が国（内閣総理大臣）に報告すべき災害の基準は、以下のとおりである。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 県または市が災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害が当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、一つの県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害の状況及びそれが社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの
- ⑥ ①～⑤に定める災害になるおそれがある災害

なお、上記の報告については、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第40条に基づき、災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

ウ 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

① 災害即報

報告（通報）すべき災害等を知覚した時、原則として、知覚後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告するもの

② 災害確定報告

応急対策を終了した後20日以内に報告（通報）するもの

③ 災害中間年報

12月20日までに報告（通報）するもの

④ 災害年報

4月30日までに報告（通報）するもの

(3) 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

ア 災害発生の恐れのある異常現象の通報要領

① 発見者の通報

異常現象を発見した者又は道路情報連絡員からの情報を受けた者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その他気象、地震、水象、海難の場合は市長又は警察署長（警察官）、海上保安官署（海上保安官）に通知するものとする。

② 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市長に通報するものとする。

イ 市長の通報

ア-①、②及びその他により異常現象を承知した市長は、直ちに次の機関に通報するものとする。

- ① 気象、地震、水象に関するものは、関係気象官署

- ② その異常現象により災害発生が予想される隣接市町村
- ③ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

ウ 県出先関係機関の通報

市長からの通報その他により異常現象を承知した県出先関係機関は、直ちに県各部の関係課に通報するものとする。

エ 市長の気象官署に対する通報要領

気象官署に係る異常現象を承知した市長が関係気象官署に通報する要領は次のとおりとする。

① 通報すべき事項

- ・ 気象関係
- ・ 水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）

② 通報の方法

通報の方法は、電話、電報によることを原則とする。

③ 通報のあて先

通報のあて先は、鹿児島地方気象台及び名瀬測候所とする。

ただし、このほかの測候所が所在する市町村にあっては、昼間に限りその測候所に通知することができるものとする。

④ 通報に要する電話・電報の費用は、原則として発信市町村の負担とする。

オ 市長の通報・収集要領

異常現象発見者が市長その他関係機関に通知する要領、系統等については、市地域防災計画において地域の実情に即して具体的に定められた要領に基づくものとする。

カ ア以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

① 市長の方法

- ・ 市長は、管内の所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し、系統図に基づき県支部の各対策班又は県本部の各対策部に通報報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、直ちに関係の対策部に通報報告する。
- ・ 災害情報で、県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報するものとする。

② 県の方法

- ・ 県支部の各対策班（支部が設置されていない時は出先機関）は、所管事項について市その他関係機関の協力を得て調査収集し、市長からの通報報告と併せ、支部長及び県本部の各対策部に報告するものとする。
- ・ 支部長は、重要かつ緊急の災害情報及び被害状況について、本部長に報告するものとする。
- ・ 県各対策部は、所管事項について調査収集に努めるとともに、支部対策班及び市長からの通報、報告を集計し、本部連絡員又は本部連絡班を通じ本部長（災害対策本部設置前は、災害対策課）に報告するものとする。
- ・ 県各対策部は、消防庁に対し、所管事項の災害報告を直接又は東京地方連絡部を通じ報告するものとする。
- ・ 県各対策部及び県支部各対策班で把握した災害情報等で、防災関係機関が行う災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報するものとする。

③ 防災関係機関の方法

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報及び被害状況のうち県その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、県その他防災関係機関に通報するものとする。

(4) 災害報告の様式

県災害対策本部が最終的に収集する災害報告の内容は、別表の様式のとおりとする。県各対策部の様式は、法令その他によりあらかじめ定められている様式に別表の内容を考慮して定めるものとする。市長の災害報告は、災害報告取扱要領（「資料編」参照）によるものとする。

(5) 災害報告の留意事項

ア 県の各対策機関及び市は、災害報告にあたり、災害報告の責任者として「災害連絡員」1名定めておき、報告に関する一切の責任を負わせるものとし、更に災害連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする

イ 被害状況の報告に際しては、警察の報告と市及び県の各対策機関の報告とがくいちがわれないよう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携のもとに報告の正確を期するものとする。

(6) 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次表のとおりとする。

【災害報告の判定基準】

区 分	被 害 の 判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊(半壊)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(別表) 災害状況速報

都道府県				区 分		被 害	
被災者名	災害名		第 報	田	流出・埋没	ha	
					冠 水	ha	
報告番号	(月 日 時現在)		畑	流出・埋没	Ha		
				冠 水	Ha		
報告者氏名			文教施設	箇所			
			病院	箇所			
区分		被 害		道路	箇所		
人的被害	死者	人	橋りょう	箇所			
	行方不明者	人	河川	箇所			
	負傷者	重症	人	港湾	箇所		
		軽傷	人	砂防	箇所		
住宅被害	全壊	棟	清掃施設	箇所			
		世帯	崖くずれ	箇所			
		人	鉄道不通	箇所			
	半壊	棟	被害船舶	隻			
		世帯	水道	戸			
		人	電話	回線			
	一部破損	棟	電気	戸			
		世帯	ガス	戸			
		人	ブロック塀等	箇所			
	床上浸水	棟					
世帯							
人							
床下浸水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
	世帯		り 災 者 数	人			
	人		火災発生	建物	件		
非住宅	公共建物	棟		危険物	件		
	その他	棟		その他	件		

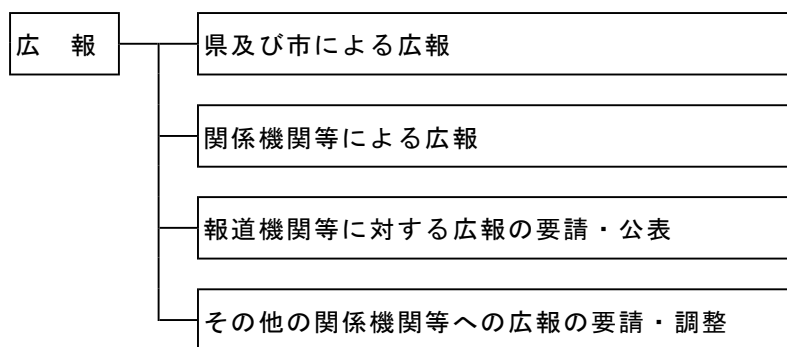
区 分		被 害		名称	
公立公共施設	千円			設置	年 月 日 時
農林水産業施設	千円			解散	年 月 日 時
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
農産被害	千円				
林産被害	千円			計	団体
畜産被害	千円				
水産被害	千円				
商工被害	千円				
その他	千円			計	団体
被害総額	千円			消防職員出動延人数	人
				消防団員出動延人数	人
備考	災害発生場所				
	災害発生年月日				
	災害の種類概況				
	消防機関の活動状況				
その他（避難指示の状況）					

※被害額は省略することができるものとする。

第3節 広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する市民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、市、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



第1 県及び市による広報

〔実施責任：人事秘書課，危機管理課〕

1 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

(1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ(避難誘導)，避難指示

市の広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

(2) 災害発生直後の広報

市は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災活動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

- ア 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示
- イ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- ウ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

市は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

- ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない，テレビ，ラジオ，行政機関のホームページ，鹿児島県防災Web，緊急速報（エリアメール等），告知放送から情報を入手するようになど。

エ 安否情報

安否情報については，NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や，各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

《資料編 住民向けの広報案文》

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 市の各対策部は，広報を必要とする場合，危機管理課（本部設置時は本部連絡班）を経由して人事秘書課（秘書広報班）に連絡し，広報を要請する。

イ 被害状況，対策状況等の全般的な情報は，危機管理課において収集する。

ウ 人事秘書課（秘書広報班）が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は，危機管理課を通じて各関係対策部に連絡する。

2 広報手段

(1) 市による広報手段

市による広報は，市が保有する防災行政無線，インターネット（市ホームページ，市公式LINE，鹿児島県防災Web），アラート，緊急速報（エリアメール等），各地区放送施設（エリアトーク），データ放送，防災アプリ，広報車，市職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

また，避難指示等の避難に関する情報等，緊急性が高く住民への周知が必要な情報については，放送機関への情報の提供等を行い，住民への周知に努める。

第2 関係機関等による広報

〔実施責任：各放送機関，その他関係機関等〕

1 放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は，市民の情報ニーズに応えとともに，市民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。

各放送機関は，各々の防災計画に定められた活動体制を確立して，報道活動や県民広報を実施する体制を強化する。

2 その他の防災関係機関による広報

(1) 九州電力株式会社鹿児島支社

災害による停電等の被害箇所の状況，復旧の見通しをはじめ，公衆感電事故の防止等について，ホームページ・携帯電話サイト及び広報車・報道機関等により市民への周知に努める。

(2) 西日本電信電話株式会社鹿児島支店

災害による電話の不通箇所の状況，復旧の見通し等について，広報車・報道機関等により市民への周知に努める。

(3) ガス会社

災害によるガス施設の被害箇所の状況，復旧状況の見通しをはじめ，ガス漏れによる事故防止等について，広報車・報道機関等による市民への周知に努める。

(4) 九州旅客鉄道株式会社，バス会社等

被害箇所の状況，復旧状況の見通し等について，駅等の掲示板や案内板への掲示をはじめ，広報車及び報道機関等により市民への周知に努める。

第3 報道機関等に対する放送の要請・公表

〔実施責任：人事秘書課，危機管理課〕

1 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等，緊急性が高く住民への周知が必要な情報については，市は，原則として，県総合防災システムを活用して県に報告し，県は，速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また，市は，県の放送機関への情報提供を補完するため，放送機関に直接情報提供をする。

2 放送機関に対する広報の要請

県（危機管理課）は，災害の発生が時間的に迫っていて，市が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行う。

放送機関に対する放送の依頼は，原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき，県知事が市からの要請を受けて行う。

なお，市は，県の放送機関への要請を補完するため，放送機関への直接の要請も併せて行う。

3 報道機関に対する発表

市の広報担当者は，災害の種別，発生の場所及び日時，被害状況，応急対策の状況等を取りまとめ，適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

(1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は，原則として本庁会議室とする。

イ 発表担当者は，原則として総務対策部の責任者の在庁最上位の者とする。

ウ 事前に人事秘書課との協議の上報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(2) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 雨量・河川水位等の状況〔発表〕

エ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

オ 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

ク 避難状況等〔発表〕

ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例) ・ 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・ 安否情報については、NTTなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。

・ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・ まとまった義援物資を送る場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記してほしい等。

コ ボランティア活動の呼びかけ

サ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

シ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕

ス 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕

セ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

〔実施責任：人事秘書課、関係機関等〕

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に災害対策本部に寄せられる市民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、市は、市民等の通報内容をモニターし、必要があると認めるときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 関係機関との調整

(1) 災害対策本部が広報を実施したとき

市の災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

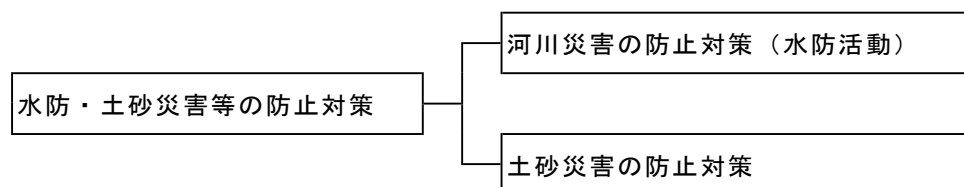
(2) 関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに市の災害対策本部へ通知することとする。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



第1 河川災害の防止対策（水防活動）

〔実施責任：土木課、都市・海岸整備課〕

河川災害の防止対策（水防活動）は、「指宿市水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

1 水防体制の確立

市は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「指宿市水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

市は、「指宿市水防計画書」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設・ため池の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

ため池については、市等の管理者がため池の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

河川管理者は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

（1）護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダム洪水調整等による流量調整を行う。

（2）河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

（3）河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第2 土砂災害の防止対策

〔実施責任：耕地林務課，土木課〕

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 市の対策

市は、土砂災害警戒区域等や山地崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等における斜面崩壊や土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防関係施設の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家の派遣による支援

県は、必要に応じ、市の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ提供する。

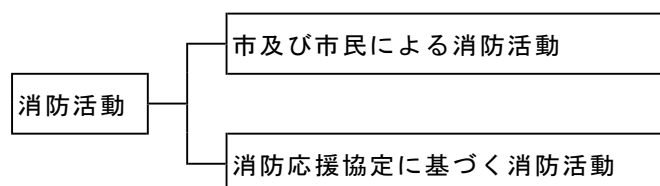
市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第5節 消防活動

火災が発生した場合，市・消防機関を中心に，住民，自主防災組織，各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら，消防活動を行う必要がある。

このため，消防機関は，現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ，災害状況によっては他の地域からの応援を得て，効果的に連携し，消防活動を実施する。

また，市は，消防機関に対して，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



第1 市及び市民による消防活動

〔実施責任：危機管理課，指宿南九州消防組合〕

1 市の消火活動

消防機関は，市が策定した消防計画に基づき，統制ある消防活動を行い，火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては，消防・救急無線通信網を効果的に運用し，他の消防機関の部隊等との通信を確保し，消防通信体制の強化を図る。

市は，同時多発的の火災の発生に際し，出火防止，初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう，防火水槽，耐震性貯水槽，プール等の人工水利のほか，河川・海，ため池等の自然水利からの取水等，消防水利の有効活用に努める。

市街地大火に際しては，その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め，避難指示を行う必要が生じた場合，その適切な広報に努める。

消防本部は，津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため，都道府県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により，津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。

2 市の対策

市は，大火が予想されるときは，直ちに関係機関に対し，大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また，市は，火災発生後，ラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め，あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに，状況に応じ，被災者に電気・ガスの供給の停止を要請する。

3 市民の対策

市民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

[実施責任：危機管理課、指宿南九州消防組合]

1 県消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、所轄する市等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

(県消防相互応援協定の内容は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照)

2 緊急消防援助隊等の出動要請

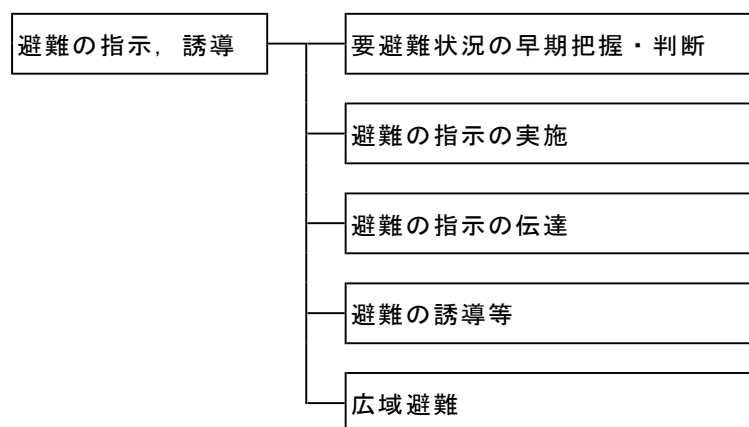
大規模な火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(緊急消防援助隊の出動要請は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照)

第6節 避難の指示，誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者，滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため，特に，市長は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずるものとする。



第1 要避難状況の早期把握・判断

〔実施責任：危機管理課，指宿南九州消防組合，県警察，関係機関等〕

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合，必要と認められる地域の住居者，滞在者その他の者に対し，立退きを指示する等の避難措置は，関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

市長は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，常に適切な措置を講ずるため，避難を要する地域の実態の早期把握に努め，迅速・確実な避難対策に着手できるようにする（第3部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照）。

また，災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は，指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど，適時適切な避難誘導に努める。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は，発生した災害の状況により大きく異なるため，市の被災地域の情報収集を踏まえ，避難対策の要否を判断する。

（1）河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって，河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため，当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう，市・消防本部その他は，警報発表以降着手する警戒活動により，地域の状況を的確に把握し，避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し，住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

本市の土壌等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。市・消防本部その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講ずるものとする。

第2 避難指示の実施

[実施責任：危機管理課，避難指示権限者]

1 避難指示等の発令

(1) 市は防災気象等を十分に把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに適切な避難誘導を実施する。

(2) 市は避難指示等を発令する際には、居住者等が自らとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達する。

なお、警戒レベルは降水及び内水氾濫、土砂災害、高潮について発表する。

(避難指示等の区分並びに避難指示等の区分に対応した警戒レベル及び居住者等に求められる行動は表「避難指示等の区分・警戒レベル・居住者等に求められる行動」のとおり)

(3) 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時機等について助言するものとし、県は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

さらに市は避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(4) 国土交通省又は県は、市から求めがあった場合には、避難指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）の解除対象地域、判断時機等について助言する。

(5) 市は避難指示又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

【避難指示等の区分・警戒レベル・居住者等に求められる行動】

区 分	警戒レベル	居住者等に求められる行動
緊急安全確保	警戒レベル5	○発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ○居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・ 指定緊急避難場所等への立ち退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル4	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。
高齢者等避難	警戒レベル3	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、避難の準備をしたり自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等には、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
大雨・洪水・高潮注意報	警戒レベル2	○発令される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
早期注意情報	警戒レベル1	○発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

2 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由(危険の状況)
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置

オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を知事等（南薩支部，危機管理防災課）に報告しなければならない。

ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ 市は、避難措置の実施に関し「市地域防災計画」に、次の事項を定めておかななければならない。

- ① 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- ② 避難措置を実施する区域別責任者（市職員等の氏名）
- ③ 避難の伝達方法（特に、要配慮者に配慮する。）
- ④ 各地域ごとの指定緊急避難場所，指定避難所及び避難方法
- ⑤ その他の避難措置上必要な事項

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

3 警察官，海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第 61 条）

警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者，滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、当該指示をしたときは、直ちに市長に指示した日時，居住者等，立退き先を通知しなければならない。

(2) 警察官による避難等の措置（警察官職務執行法第 4 条による）

警察官は、前記 1 の避難の指示のほか、警察官職務執行法第 4 条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

(3) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第 63 条第 2 項）

警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(4) 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

4 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難の指示等の代行

知事は、当該災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部または一部を市に代わって実施するものとする。

(2) 市が行う避難誘導等の指導・応援協力

県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。また、災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 市の避難指示の状況を把握し、県本部連絡班に報告する。

イ 市から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

5 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしがいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

6 駅、大型スーパー等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

7 学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

(1) 在校時の市立学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- ① 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。
- ② 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- ③ 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- ④ 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- ⑤ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- ⑥ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- ⑦ 学校が市地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- ⑧ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

教育長は、市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校の避難場所を選定し、避難させる。

(2) 在校時の県立高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- ① 学校の所在地の市長等の指示による避難の指示等に従う。
- ② 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、児童生徒を安全な場所に避難させる。

- ③ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- ④ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- ⑤ 学校が市地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- ⑥ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

校長は、市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校の避難場所を選定し、避難させる。

8 車両等の乗客の避難措置

- (1) 災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。
- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに当該車両等を停車させた地域の市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第3 避難の指示の伝達

[実施責任：危機管理課、県警察、第十管区海上保安本部、自衛隊、関係機関等]

1 市長による避難指示等の伝達

(1) 避難計画にもとづく伝達

市長は、市地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難の指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、市が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達にあたっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び警鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ 緊急速報（エリアメール等）

カ 告知放送

キ Lアラート（災害情報共有システム）テレビ、ラジオ、インターネット（市ホームページ、市公式LINE等のソーシャルメディア、鹿児島県防災Web）、携帯電話（防災アプリ、緊急速報メールを含む。）、有線方法、電話、特使等の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

市長は、伝達にあたっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

2 関係機関等による避難の指示の伝達

警察官、海上保安官及び自衛官等による避難に際しては、各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに、市の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また、学校・教育施設、駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画にしたがい、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

第4 避難の誘導等

〔実施責任：危機管理課、教育委員会、県警察、施設管理者、関係機関等〕

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

市は、災害時に河川出水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導體制の確立

- ① 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難する。
- ② 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

- ① 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- ② 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等の恐れのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- ① 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- ② 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- ① 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- ② 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯

品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- ① 避難場所等の開設にあたって、市長は、避難場所等の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- ② 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- ③ 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあたっては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

災害の種類	兆 候
がけ崩れ	(1) がけに亀裂ができる。 (2) がけから水がわいてくる。 (3) 小石がパラパラと落ちてくる。
地すべり	(1) 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 (2) 地面にひび割れができる。 (3) 地面の一部が落ち込んだり、盛り上がったたりする。
土石流	(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨れきの流下する音が聞こえる場合。 (2) 溪流の流水が急に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合。 (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し、流れがせき止められているおそれがあるため。）

(3) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしながら、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

3 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制などにしながら、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

(2) 県立高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難誘導

ア 通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の事項について計画し、避難誘導を安全かつ迅速に行うように努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

- (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。
- エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- オ 災害の種別、程度により児童生徒を帰宅させる場合は、次の方法による。
 - (ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - (イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険個所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
- カ 児童生徒が家庭内にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を保護者・児童生徒に周知徹底させる。

第5 広域避難

[実施責任：危機管理課]

1 広域避難

各機関の対応については、次のとおりである。

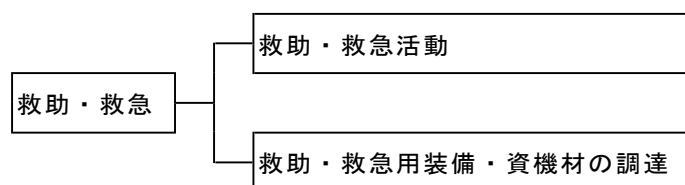
機 関 名	内 容
市	<p>(1) 災害の予測規模、避難者数に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</p> <p>(2) 広域避難を要請したときは、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。</p> <p>(3) 避難所及び緊急避難場所の運営は市が行い、避難者を受入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(4) その他、必要事項については市地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>
県	<p>(1) 市から協議要請があった場合、関係機関と調整のうえ、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>(2) 市から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行う。</p>
国	<p>(1) 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行う。</p>

第7節 救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、市は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。



第1 救助，救急活動

〔実施責任：指宿南九州消防組合，県警察，第十管区海上保安本部，自衛隊，健康増進課，関係機関〕

1 市，関係機関等による救助・救急活動

関係機関名	項目	活動内容
市 (消防機関を含む)	救助・救急活動	(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

関係機関名	項目	活動内容
市 (消防機関を含む)	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救助所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。 (2) 救助能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
警察機関		(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、県警察本部救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。 (2) 救出活動は、生き埋め等の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 (3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、警察用航空機、警察用船舶等を使用して速やかに医療機関に収容する。救助した (4) 救出活動は、市を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
海上保安本部		(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。 (2) 救出活動は、市をはじめ関係機関と連絡を密にして行う。
自衛隊		(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、市をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。

2 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救助・救急用装備・資機材の調達

〔実施責任：第十管区海上保安本部、自衛隊、健康増進課、指宿南九州消防組合、県警察〕

1 救助・救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
 - (2) 救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
 - (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
 - (4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。
- (車両の確保については、第2章第9節「緊急輸送」参照)

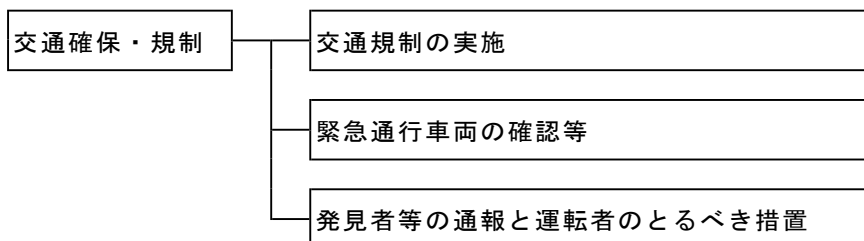
2 救急車・救助工作車の配備状況

指宿南九州消防組合（指宿市管内）高規格救急車4台、救助工作車1台（令和3年4月1日現在）

第8節 交通確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



第1 交通規制の実施

〔実施責任：土木課，耕地林務課，県警察，第十管区海上保安本部，自衛隊〕

1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	<p>(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接警察署等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。</p> <p>(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。</p> <p>(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区開を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区開を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。</p> <p>(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区開において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。</p>

	イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は 消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記（４）のイ、アの措置をとることができる。
港湾管理者 及び 海上保安本部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

3 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式１）

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式２）

5 規制の広報・周知

実施者が規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに防災行政無線及び報道機関等を通じて一般住民に周知徹底させる。

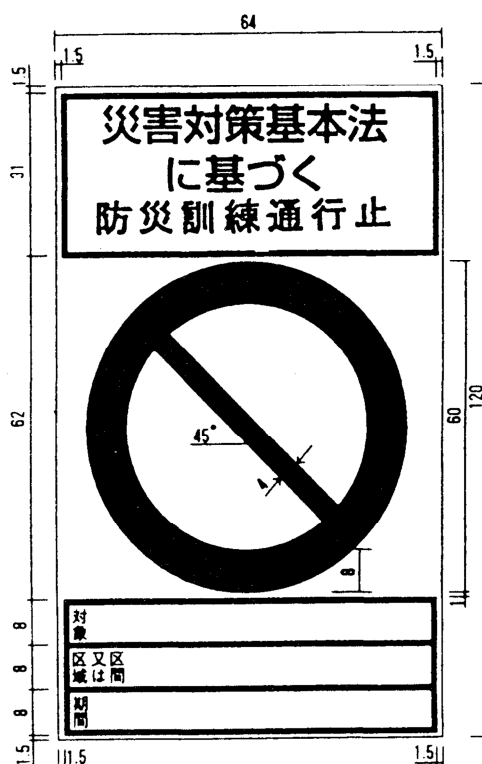
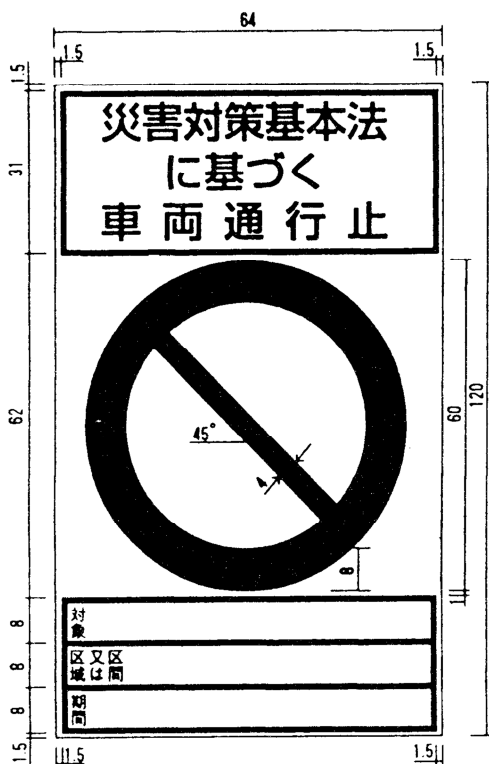
6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、指宿警察署長に通知するとともに防災行政無線等を通じ市民へ周知する。

【規制の標識等】

様式 1 災害用

様式 2 訓練用



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸1の2倍まで拡大し、又は図示の寸1の2分の1まで縮小することができる。

第2 緊急通行車両であることの確認等

[実施責任：県、県警察]

1 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急通行車両の確認等

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、次の区分により県（危機管理課）又は所轄警察署に、緊急通行車両であることの確認の申出をするものとする。

確認者	確認車両	申出先
県知事	○県が保有する車両（警察関係車両を除く） ○災害応急対策を実施するため県が調達、借り上げ等を行った車両 ○県との協定等に基づき災害応急対策等に従事する車両	県危機管理課
県公安委員会	上記以外の車両	各警察署

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申出を受けた県（危機管理課）、又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

（標章及び証明書は、様式3及び様式4）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

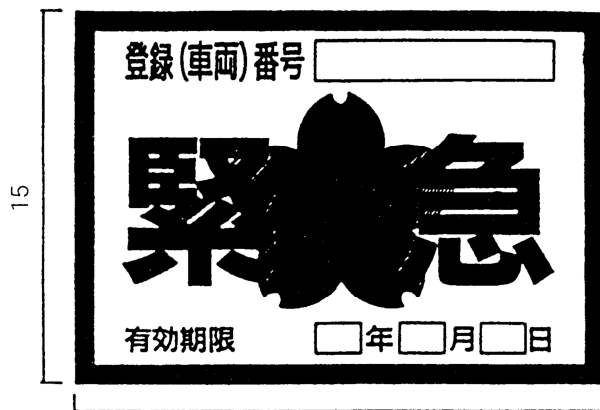
なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 災害発生前における緊急通行車両であることの確認

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を推進することで、災害発生時における確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

（災害発生前における緊急通行車両であること確認については、第2部第2章第7節「交通確保体制の整備」参照）

様式3 標章



21

備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式 4 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印
		公安委員会 印
番号標に標示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては，輸送 人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又 は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備 考 用紙は，日本工業規格 A 4 とする。

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

〔実施責任：耕地林務課，土木課，危機管理課，県警察〕

1 発見者等の通報

災害時に道路，橋梁の交通施設の危険な状況，また交通が極めて混乱している状況を発見した者は，速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は，その旨を市長に通報，市長はその経路を管理する道路管理者又は指宿警察署に通報するものとする。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは，車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は，次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は，カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し，その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは，できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは，道路の左側に寄せて停車させ，エンジンを切り，エンジンキーは付けたままとし，窓を閉め，ドアロックはしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは，通行禁止等の対象とされている車両の運転者は，次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は，当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

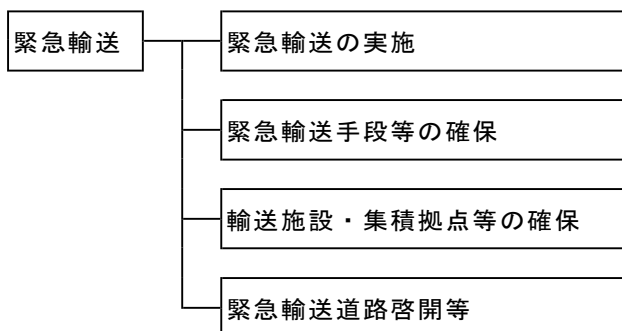
イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは，当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは，その指示にしたがって車両を移動し，又は駐車しなければならない。

第9節 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



第1 緊急輸送の実施

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会〕

1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	市長	(1) 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施するに必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	(2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資 (2) 消防，水防活動等災害拡大防止のための人員，物資 (3) 政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員，物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料，水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，貨物鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会，総務課，財政課，商工水産課，関係課〕

1 緊急輸送手段

緊急輸送は，次の手段のうちもっとも適切なものによる。

- (1) 貨物自動車，乗合自動車等による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) 航空機による輸送
- (5) 人夫等による輸送

2 輸送の基本方針

災害輸送は，人命，身体の保護に直接かかわるものを優先するものとするが，具体的にはおおむね次のとおりである。

- (1) 人員，物資等の優先輸送
 - ア 救出された被災者，避難を要する被災者，応急対策従事者等
 - イ 物資，資器材等
 - 食糧，飲料水，医薬品，衛生材料，災害復旧用資材等
- (2) 輸送力確保の順位
 - ア 市有車両等の輸送力
 - イ 市以外の公共機関の輸送力
 - ウ 公共的機関の輸送力
 - エ 民間輸送力

3 市有輸送力による輸送

- (1) 主管
 - ア 資材，人員輸送トラックの掌理，管理は総務対策部において行う。
 - イ 物資人員の輸送に供し得る車両については，財政班長が配車を行う。
- (2) 輸送要員

各対策部各班で行うものとする。

なお，不足する場合は総務対策部長と協議して各対策部応援を求めるものとする。
- (3) 配車及び派遣

輸送の要請を受けた財政班長は，車両の保有状況，当該輸送の目的緊急度，道路施設の状況等を考慮のうえ，必要な場合は両者協議して使用車両及び輸送要員を決定，派遣するものとする。

なお，派遣に際し財政班長は，要請者にその旨を通知するものとする。

4 市有以外の輸送力による輸送

(1) 輸送力確保要請先

ア 市有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく、市有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、本部長は次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。

なお、要請に際しては、本節5に定める事項及び必要車両数を明示するものとする。

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関係連絡先
自動車	<p>(1) 確保順位</p> <p>ア 応急対策実施機関所有の車両等</p> <p>イ 公共的団体の車両等</p> <p>ウ 貨物自動車運送事業者等の事業用車両</p> <p>エ その他の自家用車両等</p> <p>(2) 貨物自動車運送事業者等の事業用車両</p> <p>災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、鹿児島県トラック協会に対し、貨物自動車運送事業者の保有する事業用車両等の応援要請を行う。</p>	<p>物資輸送</p> <p>○県トラック協会 (電話 099-261-1167)</p>
鉄 道	<p>道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資財等を確保したときで、九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社によって輸送することが適切なときは、それぞれの実施機関において直接応援要請する。</p>	<p>人員輸送</p> <p>○九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社 (電話 099-256-0165)</p> <p>物資輸送</p> <p>○日本貨物鉄道株式会社 鹿児島営業支店 (電話 099-222-5088)</p>
船舶等	<p>(1) 県有船舶等の活用</p> <p>海上輸送を必要とするときは、県に依頼し県有船舶の活用を図る。また、必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し、市が要請する。</p> <p>(2) 民開船舶等の活用</p> <p>市は、陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。</p> <p>また、荷役業者の必要なときは同支局は荷役業者あっても併せて行う。</p> <p>同支局は要請に基づき船舶運送事業者、港湾運送事業者等へ緊急輸送への協力要請を行う。</p>	<p>九州運輸局鹿児島運輸支局 (電話 099-222-5660)</p>
	<p>(3) 海上保安本部所属の船舶の活用</p> <p>市及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し県危機管理局危機管理防災課(電話 099-286-2256)に巡視船艇による輸送を要請するものとし、県は直ちに海上保安本部に出動を要請する。</p>	<p>第十管区海上保安本部 電話099-250-9800(代)、 099-250-9801(休日・夜間)</p>

	(4) 自衛隊所属船舶の活用 (1), (2), (3) 以外にさらに輸送手段として必要な場合は, 知事を通し自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。	第1章第5節 「自衛隊の災害派遣体制」参照
航空機	市長は, 一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは, 県危機管理防災局危機管理課(電話 099-286-2256)に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動, 派遣を要請する。	第十管区海上保安本部 電話099-250-9800(代), 099-250-9801(休日・夜間) 第1章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照

各災害応急対策実施機関は, 所管にかかる車両, 船舶等の状況を十分に把握しておく。

《資料編 災害輸送実施のための車両, 船舶の現況》

イ 市有以外の輸送力の所属

確保された市有以外の輸送力は, 必要な時間, 市災害対策本部に属するものとする。

(2) 配車等

車両の配車その他輸送作業に関する指示等は, 市有車両等の場合に準じて財政班長が行う。

5 輸送条件

各対策部が, 車両, 船舶等の調達を必要とするときは, 次の事項を明示して財政班長に要請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名, 数量(重量含む) (2) 輸送を必要とする区間 (3) 輸送の予定日時 (4) その他必要な事項 |
|--|

6 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは, 国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお, 自家用車の借上げについては, 借上げ謝金(運転手付等)として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし, 官公署及び公共的機関所有の車両使用については, 燃料費相当(運転手雇い上げのときは賃金)程度の費用とする, 輸送費あるいは借上げ料の請求にあたっては, 債権者は輸送明細書を請求書に添付して市長に提出するものとする。

第3 輸送施設・集積拠点等の確保

[実施責任: 第十管区海上保安本部, 自衛隊, 鹿児島運輸支局, 九州旅客鉄道株式会社, 日本貨物鉄道株式会社, 日本通運株式会社, 公益社団法人鹿児島県トラック協会, 危機管理課, 商工水産課, 土木課, 耕地林務課, 施設の管理課]

1 輸送施設の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送を行うために、最も適当な輸送施設を選定し確保する。

(1) 陸上における輸送能力

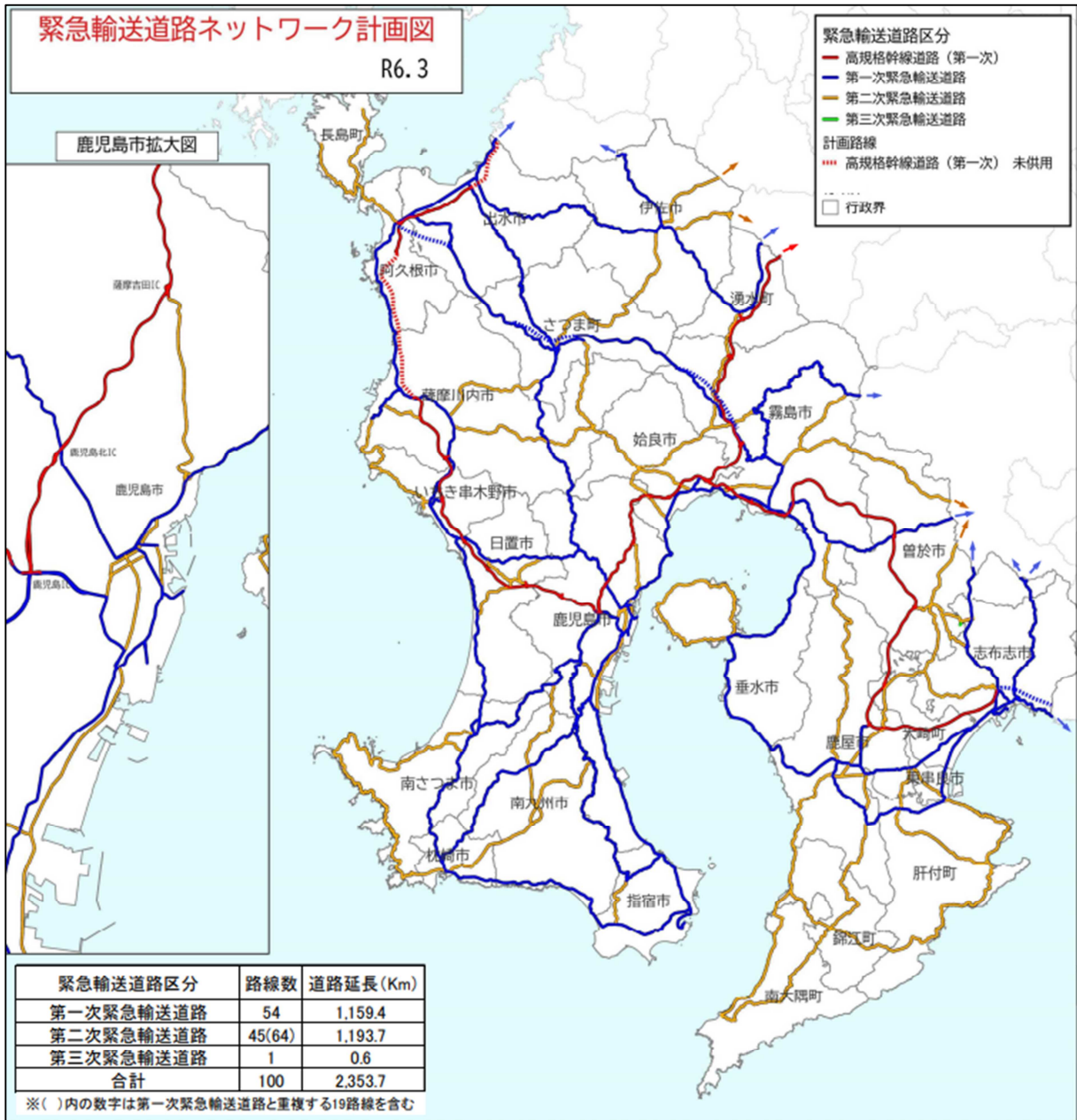
一般国道：226号，269号

主要地方道：岩本開聞線，指宿鹿児島インター線

その他：臨港道路（山川漁港），その他市道

緊急輸送道路 （緊急輸送道路ネットワーク計画） 【図 3.2.9.1】	<p>(1) 第一次緊急輸送道路 高規格幹線道路，一般国道等（原則，国県道）で構成する緊急輸送の骨格をなす広域道路で，県庁所在地，地方生活圏中心都市の役場及び重要港湾，空港等を連絡する道路。</p> <p>(2) 第二次緊急輸送道路 第一次緊急輸送道路と市地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点等を連絡する道路（原則，国県道）</p> <p>(3) 第三次緊急輸送道路 第一次及び第二次緊急輸送道路と市地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点の連絡を補完する道路。</p>
---	---

【図3. 2. 9. 1】



(2) 海上における輸送能力

港名	接岸能力 (t)			備考
	船種	トン数	GT	
指宿港	高速船	166	GT	県管理港湾
宮ヶ浜港	漁船	10	GT	〃
魚見港	漁船	1	GT未満	〃
山川漁港	貨物船	5,000		県管理漁港
川尻漁港	漁船	50		〃
今和泉漁港	貨物船	2,000		〃

注) 総トン数 (GT) ・ ・ 船舶の密閉区画の容積トン数

(3) ヘリコプター発着場予定地

(第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」を参照)

2 集積拠点の確保

地 区	集積拠点（保管場所）	責任者	備 考
指宿庁舎	北側倉庫	物資供給班	
山川庁舎	指宿市役所 山川庁舎	総務班(支所対策部)	
開聞庁舎	開聞老人福祉センター	〃	

県救援物資の集積拠点	サンシティホールいぶすき横広場
県資機材の集積拠点	開聞総合グラウンド

3 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は、輸送施設及び集積拠点を確保した場合は、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

第4 緊急輸送のための道路啓開等

〔実施責任：九州地方整備局，西日本高速道路株式会社，県，耕地林務課，土木課，県警察〕

1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

(1) 道路啓開路線の情報収集

各道路管理者は、関係機関と連携するなど啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、市は、緊急輸送道路等の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、相互に調整を図りながら、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業の実施

(1) 各関係機関別による道路啓開作業

道路啓開作業にあたっては、下表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

機 関 名	啓開作業の実施内容
土木部道路維持課	<p>道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。</p> <p>また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>さらに、県は、道路管理者である市に対し、必要に応じてネットワークとしての緊急車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。</p>

土木部港湾空港課・商工労働水産部漁港漁場課	<p>臨港道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関に協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。</p> <p>また、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>
警察本部	<p>状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p>
九州地方整備局	<p>道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。</p> <p>また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>さらに、九州地方整備局は、道路管理者である県及び市に対し必要に応じてネットワークとしての緊急車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。</p>
西日本高速道路株式会社	<p>道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。</p> <p>また、西日本高速道路（株）は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>

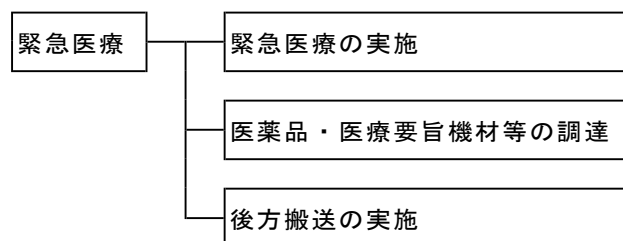
3 道路啓開路線の周知

各道路管理者は道路啓開の状況について、警察・消防等の関係機関と共有を図るとともに住民等へSNSやホームページ等を活用して迅速な広報を実施する。

第10節 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。



第1 緊急医療の実施

〔実施責任：日本赤十字社，医師会，歯科医師会，県〕

1 保健医療福祉活動の総合調整の実施

県（保健医療福祉調整本部）及び保健所は救護班，DMAT，DPAT及び保健師等（以下「保健医療福祉活動チーム」という。）の派遣調整，保健医療福祉活動に関する情報連携，保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行う。

2 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン

（1）災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動内容

災害医療コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

また、災害時小児周産期リエゾンは小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートする。

（2）災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動

知事が災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動が必要と判断するときは、災害医療コーディネーター等が所属する組織に災害医療コーディネーター等の出動を要請する。

3 災害薬事コーディネーター

（1）災害薬事コーディネーターの活動内容

災害薬事コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合、必要とされる医薬品，医療機器等の物資や薬剤師等の人材の供給調整等を行う。

（2）災害薬事コーディネーターの出動

知事は、災害薬事コーディネーターの出動が必要と判断するときは、鹿児島県薬剤師会に災害薬剤師コーディネーターの出動を要請する。

4 DMAT

(1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(2) DMATの出動

ア 知事による出動要請

知事は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

イ 出動要請の特例

DMATの派遣要請基準に該当する場合で通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、アの規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、知事が承認したDMATの派遣は知事の要請に基づく派遣とみなす。

(ア) 消防機関の長又は市長による出動要請

消防機関の長又は市長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときはDMAT指定病院にDMATの出動を要請する。この場合において、消防機関の長又は市長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(イ) DMAT指定病院の長の判断による出動の特例

DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事態が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを出動させることができる。この場合において当該DMAT指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(3) DMATの編成と所在地

ア DMATの編成

DMATは、原則として医師1人以上、看護師2人以上及び業務調整員1人の4人を基本として編成する。

(令和5年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳州会病院	〃 南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1

曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田村原 4-11	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1-7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	鹿児島市城山町 8-1	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島 1-5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830	0994-43-3434	1
中央病院	鹿児島市泉町 6-7	099-226-8181	1
大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町 6081-1	0994-40-1111	1

5 救護班

(1) 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後 3 日間）から事態安定期（発災後 4 日～ 1 4 日間）に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

(2) 救護班の出動

ア 市長による救護活動

市地域防災計画に基づき、市単位の救護活動を開始する。

イ 知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、市長は必要に応じて県救護班の出動を要請する。

(3) 救護班の編成と所在地

ア 救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

- | |
|--------------------------|
| ア 国立病院機構の職員による救護班 |
| イ 公立・公的医療機関の職員による救護班 |
| ウ 日本赤十字社鹿児島県支部管内職員による救護班 |
| エ 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班 |

イ 救護班の構成

救護班の構成はおおむね次のとおりとする。

救 護 班 名	班長 医師	班 員				計	備 考
		薬剤師	看護師	事 務	連絡員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	4 班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10 班
	県立病院 4, 済生会鹿児島病院 1, 出水総合医療センター 1, 枕崎市立病院 1, 鹿児島市立病院 2, 済生会川内病院 1						
日本赤十字社鹿児島県支部救護班	1		3		2	6	8 班
県医師会救護班	1		2			3	45 班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53 班

(注) 上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

(注) 県歯科医師会救護班の班員で看護師とあるものは、歯科衛生士を指す。

ウ 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域振興局	保健所	施 設 名	所 在 地	電話番号	班数
南薩地域 振興局	指宿 保健所	指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
		指宿医師会	指宿市山川新生町 35	0993-34-2820	2
		指宿市歯科医師会	指宿市西方 6843 (いぶすき歯科医院内)	0993-25-5050	2
		指宿市薬剤師会	指宿市十町 1144	0993-37-5385	2
		医療法人徳洲会山川病院 医療法人徳洲会開聞クリニック	指宿市山川小川 1571 指宿市開聞十町 1294 番 2	0993-35-3800 0993-32-5800	

6 救護所の設置

救護所は、災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば指宿医療センター、及び関係医師会等の協力を求める。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

7 医療情報の収集・提供

災害医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

8 DPAT

(1) DPATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、被災地域等で、被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援を行う。

(2) DPATの出動

知事は、DPATの派遣基準に照らし、DPATの派遣が必要と判断するときは、DPAT登録病院にDPATの派遣を要請する。

(3) DPATの編成と所在地

ア DPATの編成

DPATは精神科医師をリーダーに看護師、業務調整員等で構成し、1チーム3～5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム数を増減し編成できるものとする。

なお、DPATのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

イ DPATの所在地

DPATの所在地は、次のとおりとする。

(令和5年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2
県立始良病院	始良市平松 6067	0995-65-3138	5
谷山病院	鹿児島市小原町 8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿 7-26-1	099-264-0667	1
ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉 100	0995-42-0560	1

9 DHEAT

(1) DHEATの活動内容

県（保健医療福祉調整本部等）が行う、被災地方公共団体の保健医療福祉行政の指揮調整機能等に対する支援を行う。

(2) DHEATの活動

ア 他県への出動

県は、被災都道府県からの派遣要請に係る連絡を受け、必要に応じてDHEATの派遣を行う。

イ 他県等への要請

県は、県内の保健所の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に全国の都道府県等からのDHEATの派遣に関する調整の依頼を行う。

(3) DHEATの構成 公衆衛生医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、業務調整員等から5名程度で構成する。

10 災害支援ナース

(1) 災害支援ナースの活動内容

災害支援ナースは、被災した医療機関等における看護業務、救護所での診療及び避難所での巡回診療における看護業務、避難所の環境整備及び公衆衛生管理、被災者の心のケア等を行う。

(2) 災害支援ナースの出動

知事は、災害支援ナースの出動が必要と判断するときには、災害支援ナースが登録されている医療機関等との協定に基づき、被災地の医療機関等への災害支援ナースの派遣を要請する。

11 災害時感染制御支援チーム（DICT）

（1）DICTの活動内容

感染症に関する知見を有する医師、看護師等からなる災害時感染制御支援チーム（DICT）は、避難所等における衛生環境を維持するため、避難所等の感染症予防対策、感染症予防のための薬剤処方や予防接種に係る助言、感染症診療に係る技術的支援等を行う。

（2）DICTの派遣依頼

知事はDICTの派遣が必要と判断するときには、日本環境感染学会に対し、避難所等への災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

12 鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会（鹿児島JRAT）

（1）災害リハビリテーション支援チームの活動内容

災害リハビリテーション支援チームは、避難所等において避難生活を送る要配慮者等の災害関連死、生活不活発病等を防ぐための災害リハビリテーション支援を行う。

（2）災害リハビリテーション支援チームの出動

知事は、災害リハビリテーション支援チームの出動が必要と判断するときには、鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会（鹿児島JRAT）との協定に基づき、県又は市が設置する避難所等への災害リハビリテーション支援チームの派遣を要請する。

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

[実施責任：医師会、歯科医師会、県、健康増進課]

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

県は、市から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は、備蓄している医薬品・医療用資機材等を市の救護所等へ緊急輸送する。

また、血液製剤の要請があった場合には、血液センターが血液製剤を確保し、救護所等へ緊急輸送する。

（緊急輸送については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

2 協定等に基づく医薬品・医療用資機材等の調達

市は医療助産・災害救助に必要な医薬品・医療用資機材等の確保について、市内の薬局、薬店と協力し調達を図る。

県は市から医薬品・医療資機材等の要請があった場合は、薬品補給班において、災害救助に必要な医薬品の確保に関する協定書等に基づき医薬品等を調達し、緊急輸送する。

（緊急輸送については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

（1）県の医薬品・医療用資機材等の備蓄状況

ア 備蓄場所県内7箇所の病院
鹿児島私立病院， 県立薩南病院， 済生会川内病院， 県立北薩病院

イ 備蓄内容

8セット（8,000人分）の医薬品等
（鹿児島市立病院2セット， その他の病院各1セットを設置）

第3 後方搬送の実施

〔実施責任：日本赤十字社， 医師会， 歯科医師会， 健康増進課〕

1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は， 関係医師会等の協力を求め， 状況により航空機等による移送を行う。

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
南薩地域振興局	加世田	○県立薩南病院	南さつま市加世田村原4-11	内・循内・消内・透内・外・消外・放・産婦・小・麻	0993-53-5300
		枕崎市立病院	枕崎市枕崎6120	内	0993-72-0303

(注)◎:基幹災害拠点病院， ○:地域災害拠点病院

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後， 入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について， 市及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無， 程度
- (2) 収容施設までの交通状況， 道路状況（緊急輸送道路の状況）， ヘリポートの状況等， また， 搬送能力が不足する場合は， 消防団員， 自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど， 関係機関との連携を密にし， 効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として， 関係機関とあらかじめ協議し確保するよう努める。

（車両等が不足する場合は， 第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

4 透析患者等への対応

- (1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは， 1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており， 災害時にも平常時と同様の医療を要することから， 適切な医療体制を確保する。

また， 生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても， 血液透析等適切な医療を確保する。

このため、市は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近隣市町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

保健所は、人工呼吸器を装着している在宅難病患者など市、医療機関及び近隣市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

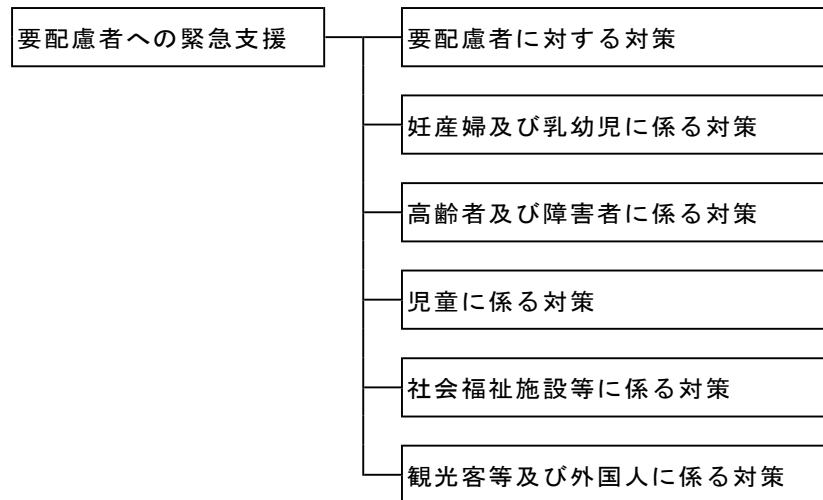
5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

第11節 要配慮者への緊急支援

災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。



第1 要配慮者に対する対策

〔実施責任：健幸・協働のまちづくり課，長寿支援課，地域福祉課，健康増進課，観光課〕

1 市が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。
- (3) 避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

2 県が行う要配慮者対策

(1) 他の自治体への協力要請

くらし保健福祉部は、市が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

(協力要請等は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照)

(2) 県災害派遣福祉チーム(鹿児島DCAT)派遣

ア 鹿児島DCATの活動内容

大規模災害発生時に市からの要請等に基づき、避難所等で災害時要配慮者に対し福祉的な支援を行う。

イ 鹿児島DCATの派遣

大規模災害により市が被災した場合、県は被災市の要請に基づき、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DCAT)を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。

ウ 鹿児島DCATの構成

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保健師、ホームヘルパー等の資格を有する者などで1チーム4～6名程度で構成する。

第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

[実施責任：子ども課，健康増進課]

1 市が実施する対策

市は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

2 県の支援活動

くらし保健福祉部は、市が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第3 高齢者及び障害者に係る対策

[長寿支援課，地域福祉課]

1 市が実施する対策

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

(1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。

(2) 掲示板、広報誌、インターネット(携帯電話を含む。)のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (5) 高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

2 県の支援活動

くらし保健福祉部は、市及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第4 児童に係る対策

〔実施責任：子ども課〕

1 市が実施する対策

(1) 要保護児童の把握等

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての確な情報提供を行う。

2 県の支援活動

くらし保健福祉部は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、年金事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

第5 社会福祉施設等に係る対策

〔実施責任：長寿支援課、地域福祉課、各社会福祉施設等〕

1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 県くらし保健福祉部，市は，施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 県，市への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は，日常生活用品及びマンパワーの不足数について，県くらし保健福祉部，市に対し，他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は，それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより，被災地の支援を行う。

3 市の支援体制

- (1) ライフラインの復旧について，優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間，水，食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

第6 観光客等及び外国人に係る対策

〔実施責任：県，観光課，企画政策課，危機管理課〕

1 観光客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は，災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い，安全確保に努める。

また，市（消防機関を含む）は，道路損壊等により孤立した観光客等の救出，移送活動について，関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

県及び市は，ライフライン等の復旧状況，避難場所，避難所，医療，ごみや浴場等生活や災害に関連する情報について，ホームページやSNS等を通じて，外国人への多言語による情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

県及び市は，外国人を対象とした相談窓口を設け，安否確認や生活相談等を行う。この場合，県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアの協力を得よう努める。また，国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は，日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。

第7 帰宅困難者に係る対策

〔実施責任：企画政策課，商工水産課，危機管理課，関係機関〕

1 一時滞在施設等の確保

県及び市は，火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め，互いに協力して一時滞在施設（（発災から72時間（原則3日間）程度まで，帰宅困難者等の受入れを行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後，徒歩帰宅者の支援を行う施設。））の確保等に努める。

一時滞在施設の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

（1）一時滞在施設

ア 市は，地元事業者等に協力を求め，民間施設に対して，一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の開設

① 市は一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。

② 県及び市は帰宅困難者等の状況を勘案し，自ら所有・管理する施設について，一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

ウ 情報提供

① 市は開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。

② 県及び市は自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。

③ 県及び市は，上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の状況を入手した場合は，互いに情報提供する。

（2）帰宅支援ステーション

ア 施設の確保

市は地元事業者等に協力を求め，帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の設置

① 市は自ら協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに，県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は，県へ設置要請を依頼する。

② 県は市の依頼を受け，帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

ウ 情報提供

県及び市は自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

2 公共交通機関に関する情報提供

県は公共交通機関の状況把握を行い，市へ伝達する。市は，施設管理者に伝達し，帰宅困難者に随時情報提供を行う。

3 避難所の案内

県及び市は、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を超える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、市の最寄りの指定避難所に案内する等の対応を実施する。